

関西労働者安全センター

関西 労 災 職 業 病

関西労働者安全センター

2010. 12.10発行〈通巻第407号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



特集／石綿被害最大企業の責任を問う

- ニチアス石綿被害損害賠償訴訟
札幌・岐阜・奈良地裁で一斉提訴 2
- 不当な中労委命令の取消を求めて東京地裁に提訴 19
- 連載 それぞれのアスベスト禍 その10 古川和子 23
- アスベスト報道ダイジェスト 2010年10-11月 25
- 現処分庁が自庁取消!
若年労働者の心筋梗塞の労災認定 27
- 椎間板ヘルニアの障害は疼痛のみではない!
生殖器障害9級を認定 30
- 韓国からのニュース 34
- 前線から(ニュース) 41
- はつりじん肺損害賠償訴訟第5回期日 大阪／環境保健市民センター
が設立 韓国／カナダのアスベスト輸出を止める全世界一斉運動 カ
ナダ－アジア
- 2010年末カンパへのご協力をお願い

ニチアス石綿被害損害賠償訴訟 札幌・岐阜・奈良地裁で 一斉提訴

全造船ニチアス・関連企業退職者分会

ニチアス・関連企業退職者分会（仲井力委員長）は、10月28日、組合員6名（うち死亡1名）の石綿被害を引き起こした責任を問う訴訟を奈良、岐阜、札幌の各地裁に一斉に提訴した。

原告は奈良がニチアス（旧日本アスベスト）王寺工場の中途退職者4名。岐阜が羽島工場の中途退職者1名。札幌が下請石綿吹き付け労働者（死亡）の妻と子供計3名。

分会はニチアスに対して被害に関する団交を申し入れたがニチアスは拒否。奈良県労働委員会は分会の申し立てを認めたが、今年5月、中労委は不当極まりない棄却命令を出した（本誌別稿19頁参照）。このため、分会はやむを得ず損害賠償訴訟を提起することになった。

ニチアスを被告とする初めての集団訴訟となる。

訴訟には3つの意義がある。

第一に、被害として政府・企業が認めない、石綿特有の病変「胸膜プラーク」を損害として認めさせる（奈良4名はプラーク有所見の健康管理手帳所持者）。

第二に、差別なき、適正な補償を実現する。具体的には、下請を差別しない（札幌）、中途退職者



札幌提訴会見 右から大谷定子さん、古川武志弁護士

を差別しない(岐阜、奈良)、
労災認定されていないじん
肺患者への適正な補償(岐
阜、奈良)、判例のない良性
石綿胸水患者への適正な補
償(奈良)。

第三に、作業着を洗濯し
て被害(プラーク、軽度石綿
肺)を受けた妻の損害を認
めさせる(札幌)。いずれも
石綿被害者に共通の課題だ。
皆さんの絶大なるご支援を
訴える。

**ニチアス=旧日本アスベスト
とは**

言わずとした日本で最古、最大のアス
ベスト企業。つまり

「被告は1896(明治29)年創業の株式会社で
あり、現在、東証1部に上場し耐火断熱吸音
材料、土木建築材料等の製造販売、これらに
附帯または関連する工事に関する全般業務
などを業とする。被告は創業時から1981(昭
和56)年までは日本アスベスト株式会社と
いう名称であったが、同年、現在の社名に変
更した。

被告の旧社名から明らかなおと、被告は
過去長く石綿製品製造のトップ企業として
石綿製品の製造、販売などの石綿関連事業
を主たる事業としてきた。被告は鶴見工場、
王子工場、羽島工場などの生産拠点で石綿
製品を製造するとともに、これら製品を全
国各地の支店等を通じて販売等をしてきた。」(訴状)



岐阜地裁提訴 左から平方かおる弁護士、山田益美組員、位田浩弁護士

190万本石綿小体

札幌地裁に提訴したのは大谷定子さんと
二人の子供の3人。

定子さんたちは、夫であり父である敏男
さんを2008年4月21日に亡くした。60歳だっ
た。死因は石綿肺。

入院先の北海道中央労災病院(旧岩見沢
労使病院)で亡くなり、敏男さんの遺志にし
たがって病理解剖が実施された。

剖検診断は「石綿肺および両側びまん性
胸膜肥厚、肺癌(高分化乳頭型腺癌)」。肺内
から約195万本(乾燥重量1グラムあたり)
というきわめて高濃度の石綿小体が検出さ
れた。

ニチアスが作成した資料によると、敏男
さんが勤めた「札幌トムレックス工事有限

特集 / 石綿被害最大企業の責任を問う

会社」は、日本アスベスト株式会社（現、ニチアス）札幌支店の下請け会社。建物の耐火・断熱・吸音などのための石綿繊維を吹き付ける工事を行っていた。

敏男さんはこの会社で1969年から1976年まで石綿吹き付け作業に従事し、大量の石綿を吸い込んだ。

その後、敏男さんは石綿とは関係のない仕事をしたが、2001年の職場定期健診で肺の異常を指摘され、岩見沢労災病院（後の北海道中央労災病院）で再検査したところ石綿肺と診断された。2002年8月、じん肺管理区分「管理3イ」との決定を受け、その後、石綿肺が悪化し、2004年7月以降、石綿肺のため治療を受けざるを得ない状態となり、2005年4月にはじん肺管理区分「管理4」とされ、ついに2008年4月、石綿肺による呼吸不全で死亡された。

「トムレックス」の惨害

「…被告の製品には建物の耐火、断熱、吸音などのためのトムレックスという吹き付け石綿製品があり、その販売あるいは同製品による吹き付け工事をその業の一部としてきた。

被告の営業拠点の一つに札幌出張所（当時、現在は支店）があった。

被告の札幌出張所は保温、保冷、断熱材、不燃建材の販売、施工の事業を行い、同出張所には建材事業部門があった。1967（昭和42）年頃から1976（昭和51）年12月まで同出張所では同部門が営業活動を行って受注したトムレックスによる石綿吹き付け工事を、札幌トムレックス工事有限公司（以下、単に「札幌トムレックス」と言う）に全て下請

けさせ施工をさせていた。札幌トムレックスは、同部門以外の他社から工事を請け負うことはなく、いわば専属の下請けであった。札幌トムレックスはかつて同部門で工事をしてきた者が新たに有限会社を設立し、同部門の受注するトムレックス吹き付け工事を専属下請けするようになったものであり、事務所も同出張所内に置いた。社員は社長を含め7～8人であった。

同出張所には工事部門もあったが、人数が2～3人と少ないため、受注した工事をこなすことができず、そこで専属下請を設立させたのである。

建材メーカーが営業をして工事受注をする場合は、一般に、受注に関わった営業担当者が工事管理までをする。同出張所の場合も同様であり、受注した営業マンが工事管理をし、その指揮の下で札幌トムレックスの社員が作業をした。吹き付けに使用する機械は、被告関連の機械メーカーと共同開発した独自の噴射機が使用され、それを同出張所が札幌トムレックスに貸与し、製品のトムレックスも同出張所のものを使用し、札幌トムレックスは手間即ち人員だけを提供するものであった。札幌トムレックスの社員は札幌市内の同出張所管理にかかる倉庫から吹き付けに使用する機械とトムレックスなどを車に積載して工事現場に向かい、同出張所の工事管理担当者の指示を受けた上で作業をし、終了後は、また機械等を倉庫にもどしていた。」（訴状）

引用文中の「かつて同部門で工事をしてきた者」が1988年に石綿肺で死亡している事実を、昨年1月札幌で実施したアスベストユニオンと中皮腫・アスベスト疾患患者と家族の会北海道支部による電話相談で偶然に私たちは知ったのだが、札幌トムレックスのかつての社員のほとんどが（あるいは

全員が) 死亡してしまったとみられている。

敏男さんは「最後の生き残り」だった。

「第4. 吹き付け石綿及びトムレックスについて

1. 吹き付け石綿とは

吹き付け石綿とは、石綿と結合材とを一定割合で水を加えて混合し、吹き付け施工したものである。結合材としては一般にのりやセメントが使用されている。工法には乾式と湿式があり、乾式工法は粉塵の発生が特に著しい。主たる用途は下記のとおりである。

(1) 建物の耐火被覆用

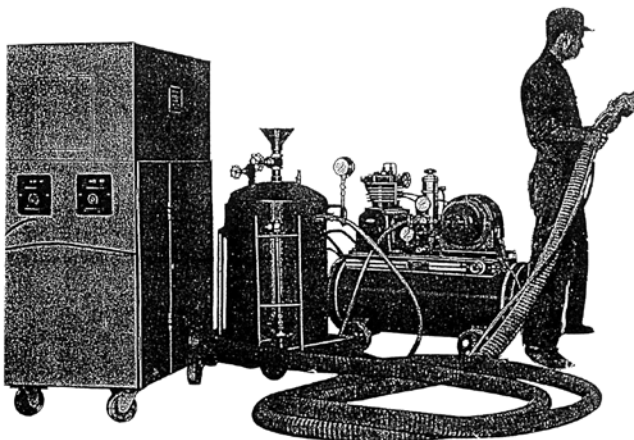
建築基準法の耐火要求に応じて使われた。使用場所は、主に3階建以上の鉄骨造建築物のはり、柱等である。

(2) 建物の吸音、断熱用

使用場所は主に、ビルの機械室、ボイラー室、地下駐車場等の天井、壁などである。ビル以外の建造物(体育館、講堂、学校、工場等)では、天井、壁などに使用された。

これらは主として吸音、防音目的で断熱もかねて使用された。

(石綿吹き付け機と吹き付け状況)



鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建物は、それ自体が耐火建築であるため、これらの建物で吹き付けアスベストが使用されるのは、ほとんどすべてが吸音、防音用である。コンクリート造の建物の中で人間が日常的に在室する部屋(例えば、学校の教室、実験室、体育館等)では、コンクリート壁面に囲まれているために、残響時間が長く、会話がしにくいために、吸音用の吹き付けアスベストを行った。

また、鉄骨造建築物においては、人間が常時在室しない部屋(機械設備等が設置されていることが多い)でも、内部の音を外部に漏らさないために防音用にアスベストの吹き付けが行われた。コンクリートは遮音効果が高いが、鉄骨造では機械室回りの壁を遮音性に劣るコンクリートブロックやALC板を使用するためである。

(3) 船舶の防火隔壁用

(4) 客車の断熱用

2. トムレックス

被告は1955(昭和30)年頃から吹き付け石綿の技術開発を開始し、1961(昭和36)年には乾式の吹き付け石綿であるトムレックスを商品化し、トムレックス施工工事を行う系列会社「トムレックス工事株式会社」を設立させた。被告は関連機械メーカーと共同でトムレックス施工用の専用の吹き付け機(噴射機)を開発し、施工はその吹き付け機を使用して行われた。

トムレックスは非常に多く使われ、「トムレックス」の名は一時は吹き付け石綿の別名としても使われた。主たる用途は上記1項(1)ないし(4)のとおりであった。

特集 / 石綿被害最大企業の責任を問う

トムレックスにはクリソタイル、アモサイト、クロシドライトのいずれれが使われ、石綿の比率は概ね5割から7割であった。」(訴状)

表1は、厚生労働省が発表している石綿関連疾患労災認定事業場の情報から、2008年度分までのニチアスと関連企業とみられる事業場の数字をまとめたものだ。

ニチアス本体だけで197名、関連企業を合わせると認定数は260名に達する。

ただし、労災保険法における認定数には石綿肺は含まれていないので、石綿疾患認定の実数はこれよりもずっと多く、300名を超えるだろう(認定事業場公表の最大の問題点といえる。敏男さんも石綿肺なのでこの数字には含まれない。)

表の左端は、1が工場などの非建設、2が建設、というコードがふられている。

最終曝露職場での分類となるので、主な曝露がどっちだったのかは、この厚労省情報からは判別できないが、おおまかにいえば、石綿吹き付け作業による認定事案は、2に分類されるだろう。

ニチアスの100%子会社「トムレックス工事株式会社」に所属して吹き付け工事に従事した社員の多くは、工事を離れたのちニチアス本体の社員となり、営業や施工管理の仕事をしたとみられ、その後、石綿疾病を発症し亡くなったとすると、認定事業場名は「ニチアス××」となる。また、下請工事会社の社員であっても、ニチアス本体が事業主証明をした事案もあるようだ。

だから、トムレックス吹き付け工事関連の認定件数全体は、「トムレックス工事」としての認定件数を大きく上回るのは確実で、

事業場名で「ニチアス札幌支店」から「ニチアス大分営業所」の部分にこうした方が含まれてくる。

トムレックスを会社名に入れた会社としては、札幌トムレックス工事のほかに富山トムレックス工事がある。また、ニチアスは、それ以外の会社(たとえば、イケウチ)でもトムレックスの吹き付けをさせていた。

以上、正確な数はいえないが、トムレックス吹き付け工事従事者の被害は実に惨憺たるものだ。

石綿吹き付け材は、ニチアスのトムレックス、ノザワ(旧野沢石綿)のコーベックスなどが有名で、特にトムレックスは吹き付け石綿の代名詞的商品だった。

さらに吹き付け作業の周辺、吹き付け石綿を触る仕事に従事した被災労働者は建築関係、鉄道車両関係など多数にのぼる。

つまり、惨憺たる吹き付け石綿関連被害の中心にいるのがニチアスだ。

命の差別を許さない

大谷敏男さんは、形式的にはニチアスの下請企業の従業員だったが、むろんニチアスの指揮・命令下にあった。

ニチアスは自社の社員に対して労災上積み補償を、求めに応じて内規に従って支払っている。しかし、支払を受ける本人にさえ、内規の内容を明示しないといわれる。さらに、支払う際には上積み補償を受けたことが外部にもれないように秘密条項を被災者に結ばせている。

そして、本工と下請で金額的差別を設け

特集 / 石綿被害最大企業の責任を問う

表 1 ニチアス・関連企業労災認定状況 (2008 年度まで)

表別 へ1 非建設 2 建設	局名	署名	事業場名	労災認定状況																計	時効救済%				
				労炎肺がん累計	うち労炎肺がん死亡累計	労炎中皮腫累計	うち労炎中皮腫死亡累計	労炎良性石綿胸水累計	うち労炎良性石綿胸水死亡累計	労炎びまん性胸膜肥厚累計	うち労炎びまん性胸膜肥厚死亡累計	時効救済肺がん累計	時効救済中皮腫累計	時効救済石綿肺累計	時効救済良性石綿胸水累計	時効救済びまん性胸膜肥厚累計									
1	東京	三田	ニチアス鶴見	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%
1	神奈川	鶴見	ニチアス鶴見研究所	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%
1	神奈川	鶴見	日本アスベスト鶴見工場 (現 ニチアス鶴見工場)	13	7	8	4	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	4.3%
1	岐阜	岐阜	ニチアス御羽島工場(旧祖岳製作所→日本アスベスト)	22	13	20	13	1	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	8.5%
1	静岡	磐田	ニチアス磐田井工場	2	2	5	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0.0%
1	愛知	名古屋北	日本アスベスト鶴名古屋支店 (現 ニチアス鶴名古屋支店)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%
1	大阪	堺	ニチアス鶴大阪支店堺配送センター	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0.0%
1	奈良	葛城	ニチアス鶴王寺工場(旧日本アスベスト(株)王寺工場)	30	12	18	8	0	0	0	0	0	0	5	4	2	0	0	0	0	0	0	0	59	18.6%
2	北海道	札幌中央	ニチアス鶴札幌支店	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.0%
2	宮城	仙台	ニチアス鶴仙台支店	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	100.0%
2	東京	中央	ニチアス鶴(旧)東京支店	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%
2	東京	三田	ニチアス鶴東京支店	12	6	4	3	0	0	0	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	21	23.8%
2	愛知	名古屋南	ニチアス鶴名古屋支店	2	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	25.0%
2	大阪	大阪中央	ニチアス鶴大阪支店	3	3	3	2	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	22.2%
2	岡山	倉敷	ニチアス鶴岡山支店	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0.0%
2	広島中央	広島中央	ニチアス鶴広島支店	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.0%
2	山口	徳山	ニチアス鶴徳山営業所 (現 ニチアス鶴徳山支店)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	50.0%
2	福岡	福岡中央	ニチアス鶴九州支店	0	0	4	1	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	42.9%
2	大分	大分	ニチアス鶴大分営業所	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%
ニチアス				92	46	69	40	4	1	2	0	16	11	3	0	0	0	0	0	0	0	0	197	15.2%	
1	東京	品川	トムレックス工事神品川倉庫	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%
1	東京	品川	日本スチールベスト鶴殿洲工場 (現 鶴ニチアスメカテクノ)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%
1	長野	長野	トヨノセラテック鶴 (現 ニチアスセラテック鶴豊野工場)	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.0%
1	長野	長野	信越岩綿工業企業組合 日アス鉱綿鶴 (現 ニチアスセラテック鶴年礼工場)	3	2	5	5	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	11.1%
1	静岡	磐田	東絶工業鶴磐田工場	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%
1	大阪	羽曳野	国分工業鶴	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	66.7%
1	奈良	奈良	竜田工業鶴	1	0	7	5	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	38.5%
1	奈良	葛城	御田口運輸ニチアス王寺工場駐在所 (現 御田口運輸)	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%
1	福岡	福岡中央	大田化成鶴ニチアス九州支店内営業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0%
1	福岡	福岡東	九州日アス工事鶴福岡工場 (現 キュウニチ鶴樫材センター)	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	33.3%
1	長崎	長崎	九州日アス工事鶴 (現 キュウニチ鶴長崎出張所)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	75.0%
1	長崎	長崎	九州日アス工事鶴 (現 キュウニチ鶴長崎工場)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%
2	香森	八戸	八戸ニチアス工事鶴	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%
2	東京	三田	トムレックス工事鶴	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%
2	東京	品川	トムレックス工事鶴	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	50.0%
2	富山	高岡	御富山トムレックス工事	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	50.0%
2	大阪	大阪中央	新日本熱学鶴大阪支店	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%
2	大阪	淀川	鶴池内保温工業所 (現 鶴イケウチ)	1	1	2	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	50.0%
2	福岡	福岡中央	キュウニチ鶴	5	5	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	70.0%
2	大分	大分	九州日アス工事鶴大分出張所 (現 キュウニチ鶴大分出張所)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%
関連企業				18	14	25	17	1	0	0	0	5	11	3	0	0	0	0	0	0	0	0	63	30.2%	
ニチアス+関連企業				110	60	94	57	5	1	2	0	21	22	6	0	0	0	0	0	0	0	0	260	18.8%	

ている。

中途退職者、労災認定を受けられない患者（合併症のないじん肺管理2や3、胸膜プラーク有所見者）に対しても同様の差別をしている。

石綿被害を社会から隠し、あるいは、小さく見せ、かつ、補償金支払いをできるだけ抑制することを目的としている。

大谷さんの提訴は、こうした不当な下請差別を認めない闘いである。

大谷さん家族の損害請求額は、後で述べる原告定子さん自身の胸膜プラーク等損害額500万円を含んでの52,662,726円。

以下は、裁判提訴にあたって定子さんの訴え。

「私の主人は石綿アスベストが原因で、石綿肺の管理4となり、まだまだ働けるのに60歳で生涯を終えてしまいました。

ニチアスの専属の下請けで20～28歳のときに石綿吹きつけ作業をしていました。妻や子供を養うために一家の大黒柱として、アスベストに危険性があることは何も知らずに作業をしていました。毎日、私の作る弁当をもって家族のために頑張っていました。

平成14年、主人が54歳の時、30年以上も前に吹きつけ作業をしていたときの同僚から突然電話がかかってきました。吹きつけ作業をした後は主人も転職し、何十年も付き合いがなかったのにびっくりしていると、「一緒に働いていた仲間がみなアスベストが原因で亡くなっている。大谷くんは元気ですか」と心配してかけてきてくれたのでした。「自分も石綿肺がんで余命1年と言われている。大谷くんも早く病院に行ってすぐに診察を受けるように」と勧めてくれました。その方は電話をくれてから3ヶ月後に亡くなりました。

2010.10.29 毎日 m

石綿被害ニチアス提訴

元従業員ら札幌など3地裁

アスベスト石綿製 奈良、岐阜、札幌の3地裁に提訴した。ニチアスは国内最大の元従業員ら6人が、複数の裁判所にまたがって、健康被害を受けたとして28日、同社に総額約1億1600万円の損害賠償を求め、ら団体交渉を拒否され



亡くなった夫の写真を携えてアスベスト被害訴訟を公表する大谷さん（札幌市中央区26日午後8時頃分、久野龍典撮影）

は労災認定などの対象外だが、原告団は「中々工事に動いていない。アスベスト吹付けの仕事でなければ、夫はもっと生き延びていただろう」と訴えている。ニチアスに苦しみを理して、「久野龍典」

「訴状が届いていない。コメントできない」としている。大谷さんら4人と、変「胸膜プラーク」が

電話をいただいてからすぐに労災病院に行き、診察しました。すると、石綿肺の診断で、管理3ということでした。最初のうちは自覚症状がなかったのですが、徐々に呼吸が苦しくなり、通院し始めて3年目で歩くのも大変になり、仕事ができなくなりました。「俺もとうとうか」。そうしみじみ言っていた主人の言葉が忘れられません。考え込む時間も多くなりました。男として仕事をしたくてもできない主人を見ていて私も胸がしめつけられる思いでした。

平成17年、胸水がたまって入院することになり、病状も管理4まで進みました。労災の認定を受け、入退院を繰り返していたとき、病院の先生から「作業衣を洗濯していたのだから、奥さんも一度検査を受けなさい」と言われ、私も診察を受けました。すると、胸膜肥厚斑が見つかったのです。先生もびっくりしていました。主人も私もショックでした。それから毎年診察を受けるようになりましたが、主人は私のことを心配するようになりました。自分の病状もだんだん悪くなり、毎晩寝る前に「今日も無事元気で過ごすことができたね」と話しながら床についたものでした。

平成19年、とうとう酸素なしでは生きていけなくなり、在宅酸素療法が始まりました。家でも通院するときも常に酸素をつけたまま、大変な思いで生活をしなければなりませんでした。私も自分の身体の不安がありました。主人が心配でそれどころではありませんでした。

主人の体重は元気なころの半分になり、やせて食欲もすっかりなくなりました。「自分が死んだら解剖してこれだけ大量に飛散しているという証明を残して、吹きつけ作業をしていた被害者のため、医学のために役立てて欲しい」と私に言いました。それからまもなく平成20年4月21日、とうとう力

尽き、悔しい思いで、涙をポロポロ流して去って行きました。

主人の思いを無駄にしたくない、私のことを天国で心配している主人のためになにかしなくてはと、勇気を出して訴えることにしました。ニチアスは、亡くなった主人に対して償って欲しい。何もわかりませんが、頑張りますのでみなさまの応援をなにとぞよろしくお願いいたします。 大谷定子

このままだと死ぬ…

岐阜地裁に提訴した山田益美さんは、じん肺管理2であるが、今のところ合併症を発症していないので労災補償を受けていない。なおかつ、中途退職者である。山田さんがニチアスから補償についての説明を受けたことはない。

山田さんは、9年弱の間、羽島工場で働いた。

1959年から1963年ころまでは保温材製造部門で、シリカカライト保温材の製造業務に従事するとともに、アスベスト原料を粉碎して綿状にする作業やアスベストとケイ藻土等を混合・攪拌する作業についた。

混合場では、吹付けアスベストの材料を作るため、クロシドライト（青石綿）とケイ藻土とを混合する作業を行った。

アスベストとケイ藻土をコンクリート床の上にぶちまけ、スコップを使って混合する。アスベストは乾燥していることから、混合場の室内は、凄まじい粉じんが立ちこめ、隣で同じ作業をする者も見えないような状態だった。

1963年頃に倉庫係へ配置換えとなり、1967

石綿健康被害

ニチアスを8人「斉提訴」

3 岐阜など 元従業員ら賠償請求
地裁

断熱材の製造などに
元従業員や遺族計八
六百人、総額一億一
務した同市福寿町、山
從事したアスベスト
人が二十八日、同じ
千六百円の損害賠償
田益美さん(左)、羽
六十六万円から三
千を求め、岐阜、奈良、
市は環境省の住民健康
健康被害を受けたと
札幌地裁に「斉提訴」
のは、岐阜県羽島市の
大手建材メーカー
た。関係者面
羽島工場に一九五九
大規模な石綿汚染地
ニチアス(東京) 岐
阜地裁に提訴した六
十七年に八十九年九
月動の二つで、同工
場を

ニチアス提訴
「石綿で工場内真っ白に」
元従業員、劣悪環境に怒り



記者会見後、アスベスト線写真を見せる山田さん(左)、肺の病変部分(白)を指し示す山田さん(右) 28日、岐阜市で

「すべし中皮腫になるかもしれない」。二十八日、大手建材メーカー「ニチアス」を相手取り、アスベスト(石綿)による健康被害を受けたとして、岐阜をはじめ、全国三地裁に提訴された損害賠償訴訟。岐阜県の羽島工場の元従業員として初めて訴訟に踏み出した男性は会見で、肺の病変を示すエックス線写真を持ち、死への恐怖を訴えた。環境省の調査では、工場周辺の住民の約四割に石綿による病変が確認され、不安は広がりをもっている。●面参照

「農作業をしても五、六分は考えをばし」の山田益美さん(左)は分で息が切れ、せきがい」。提訴後の会見で訴えた。石綿を吸った状態で、ニチアス元従業員 一九五九年から八年

アスベスト 繊維状の鉱物...被害が社会問題化、翌年、石綿が
で、建材や断熱材に使用
されてきた。大量に吸い
込むと、じん肺(石綿
肺)や悪性中皮腫、肺がんを起
す可能性がある。2005年に大
手機械メーカー「クボタ」(兵庫
県尼崎市)の工場と周辺での健康
被害訴訟は初めて。

「訴えによると、山田
さんは断熱材製造部門
に配属され、アス
ベストを製造せず、粉
じん飛散防止措置を取
っていない」として
「当時、私たちがア
スベストが毒だなんて
知らなかった。でも、
会社は知っていたはず
だ。きちんと予防策を
取ってほしい」と
山田さんは怒りを
こぼしている。

「工場内は巻き上
ったアスベストで真っ
白。隣の同僚の顔も分
からないほどだった。
作業員は自ら用意した
マスクを二、三枚重ね
て通した。
飛散が激しい工程の
二カ所に換気設備はあ
った。「換気しきれな
い。吸い出したアスベ
ストも、外にまき散ら
してただけじゃない
か」。工場北側の道路

「工場内は巻き上
ったアスベストで真っ
白。隣の同僚の顔も分
からないほどだった。
作業員は自ら用意した
マスクを二、三枚重ね
て通した。
飛散が激しい工程の
二カ所に換気設備はあ
った。「換気しきれな
い。吸い出したアスベ
ストも、外にまき散ら
してただけじゃない
か」。工場北側の道路

「工場内は巻き上
ったアスベストで真っ
白。隣の同僚の顔も分
からないほどだった。
作業員は自ら用意した
マスクを二、三枚重ね
て通した。
飛散が激しい工程の
二カ所に換気設備はあ
った。「換気しきれな
い。吸い出したアスベ
ストも、外にまき散ら
してただけじゃない
か」。工場北側の道路

「工場内は巻き上
ったアスベストで真っ
白。隣の同僚の顔も分
からないほどだった。
作業員は自ら用意した
マスクを二、三枚重ね
て通した。
飛散が激しい工程の
二カ所に換気設備はあ
った。「換気しきれな
い。吸い出したアスベ
ストも、外にまき散ら
してただけじゃない
か」。工場北側の道路

は、元従業員と別の元
死した。
コメントできない
ニチアスの話 訴状
を見ていないのでコメ
ントできない。

「当時、私たちがア
スベストが毒だなんて
知らなかった。でも、
会社は知っていたはず
だ。きちんと予防策を
取ってほしい」と
山田さんは怒りを
こぼしている。

「工場内は巻き上
ったアスベストで真っ
白。隣の同僚の顔も分
からないほどだった。
作業員は自ら用意した
マスクを二、三枚重ね
て通した。
飛散が激しい工程の
二カ所に換気設備はあ
った。「換気しきれな
い。吸い出したアスベ
ストも、外にまき散ら
してただけじゃない
か」。工場北側の道路

「工場内は巻き上
ったアスベストで真っ
白。隣の同僚の顔も分
からないほどだった。
作業員は自ら用意した
マスクを二、三枚重ね
て通した。
飛散が激しい工程の
二カ所に換気設備はあ
った。「換気しきれな
い。吸い出したアスベ
ストも、外にまき散ら
してただけじゃない
か」。工場北側の道路

「工場内は巻き上
ったアスベストで真っ
白。隣の同僚の顔も分
からないほどだった。
作業員は自ら用意した
マスクを二、三枚重ね
て通した。
飛散が激しい工程の
二カ所に換気設備はあ
った。「換気しきれな
い。吸い出したアスベ
ストも、外にまき散ら
してただけじゃない
か」。工場北側の道路

「工場内は巻き上
ったアスベストで真っ
白。隣の同僚の顔も分
からないほどだった。
作業員は自ら用意した
マスクを二、三枚重ね
て通した。
飛散が激しい工程の
二カ所に換気設備はあ
った。「換気しきれな
い。吸い出したアスベ
ストも、外にまき散ら
してただけじゃない
か」。工場北側の道路

羽島工場 周辺住民 病変4割



「工場内は巻き上
ったアスベストで真っ
白。隣の同僚の顔も分
からないほどだった。
作業員は自ら用意した
マスクを二、三枚重ね
て通した。
飛散が激しい工程の
二カ所に換気設備はあ
った。「換気しきれな
い。吸い出したアスベ
ストも、外にまき散ら
してただけじゃない
か」。工場北側の道路

年12月まで勤務した。工場内の倉庫で保管しているアスベストやケイ藻土、石灰、セメント等の原料を工場内の各作業場に配達する作業をした。麻袋（ドンゴロス）に入ったアスベスト原料は、倉庫でパレットに積んで、フォークリフトで各作業場まで持って行き、パレットから積み降ろしするなどした。

目の粗い麻袋からアスベスト粉じんが大量に発生・飛散し、さらに、麻袋は手鉤を使ってカ一杯引っ張り上げたりすることから、破れた麻袋の中からアスベスト原料がこぼれ出るなどして、大量のアスベスト粉じんが発生した。

当時かかっていた医師から、「このままアスベストで働いていたら死んでしまう」と忠告されたことをきっかけに山田さんは退職した。その後、アスベスト曝露作業にはついていない。

山田さんは、2003年頃から痰がよく出るようになり、体を動かすと息苦しさを感ずるようになった。

2005年6月クボタショック直後の7月、ニチアスの健康診断（X線写真）を受けたところ、じん肺（不整形陰影）及び胸膜プラークの所見が発見された。

CT及び肺機能検査では、胸膜プラーク、石灰化プラーク、両下肺間質陰影の所見のほか、肺機能障害が認められた。10月には、じん肺管理区分「管理2」との決定を受けた。

今、山田さんは年2回の石綿健康管理手帳による無料健診を受けているだけで、なんら補償は受けていない。

日常的に咳、痰、息切れなどの症状があり、通常人の早さでは歩くことができず、2階へ階段を上がるとすぐに息があがってしまう。風邪にかかっただけでも、咳が止まらなくなって、せき込んで呼吸困難におちいつたりする。

クボタショックのあと、山田さんは昔の同僚に声をかけ、病気になってしまった仲間の親の相談を親身になって聞いてきた。

ところが、突然、その家族から「もう連絡しないでほしい」と一方的に接触を拒否されることがあった。ニチアス側の被害者囲い込みの作為があったとしか考えようがない。

労災非認定＝非被害はおかしい

山田さんの石綿肺は、じん肺法上の手続きによって管理2と決定されていて、行政制度上は石綿肺の有所見者とされている。

しかし、法律上の合併症がないので労災補償の対象とされない。労災非認定患者だ。

合併症のないじん肺管理2については、じん肺訴訟などで訴訟上損害であると認められている。ちなみに山田さんの損害請求額は2200万円（弁護士費用含む）。

一方、労災非認定患者である、胸膜プラーク有所見者、石綿曝露による肺の繊維化がみられるが管理2レベルに達していない者については、訴訟上、損害であると認められた例は知られていない。

しかし、石綿に職業上曝露した事実、それによる健康不安、行政制度上の所見に達していないにしても胸膜プラークや軽度の肺の繊

維化に伴うとみられる肺機能障害の存在、そうしたことが、一律に「労災非認定＝被害ではない＝損害ではない」と言い切れるものではない。それは加害者の「論理」だ。

奈良地裁原告のうち仲井力、坂本長七、北村昌三の3氏は、胸膜プラーク有所見者として健康管理手帳を交付されている。

被害者からすればこれはれっきとした被害であり、ニチアスは損害を与えた加害者として補償する責任があるではないか、というのが、原告団と分会の主張だ。損害請求額は各660万円（弁護士費用含む）。

胸膜プラークとは

胸膜プラークとは次のようなものだ。

「1. 胸膜プラークとは

胸膜プラークとは主として壁側胸膜に生じる両側性の不規則な白板状の肥厚である。胸膜肥厚斑あるいは限局性胸膜肥厚ともいわれる。胸膜プラークは石綿ばく露と極めて関係の深い医学的所見であり、現在のわが国においては、石綿ばく露によってのみ発生すると考えてよい。

胸膜プラークは、肉眼的には表面に光沢のある白色ないし薄いクリーム色を呈し、凹凸を有する平板状の隆起として認められる。刷毛で掃いたような薄いものから10mm以上の厚さを有するものまで存在する。多くは1mmないし5mmの厚さである。石灰化すると硬くなり、厚いものでは胸腔穿刺時等に針が通らないこともある。

好発部位は、後外側胸壁の下半分、前胸壁の気管分岐部あたりの高さから上方にかけて、傍脊椎領域下部、横隔膜ドーム等であり、進行例では心嚢にも見られる。胸部エックス線画

像では、肺尖部や肋骨横隔膜角には通常みられない。胸壁では肋骨の走行に沿い、進行とともにそれらが融合し、時には一側胸壁のほとんど全体に及ぶこともある。しかし、びまん性胸膜肥厚と異なり、臓側胸膜との癒着は見られない。

原則として非対称性に両側の胸膜に認められるが、癒着を伴う先行性病変があるときには、一側性のこともある。

胸膜プラークは、石綿曝露開始直後には認められず、年余をかけて徐々に成長し、曝露後少なくとも10年以上、おおむね15年から30年で出現することが知られている。また経過とともに石灰化する。曝露開始から20年以内に石灰化胸膜プラークが出現することはまれである。

胸膜プラークの発生は、職業的高濃度石綿曝露者ばかりでなく、職業的低濃度曝露者、石綿作業労働者の家族、石綿工場周辺の住民にも見られる。Hillerdal (1994) によるスウェーデンのウプサラにおける40歳以上の住民調査では、胸部エックス線写真上胸膜プラークが認められた1596人のうち88%は職業的石綿曝露者であった。

2. 胸膜プラークの診断

胸膜プラークの診断は胸部レントゲン写真及び胸部CTによる画像診断あるいは胸腔鏡検査及び手術時の目視により診断される。もちろん剖検時に発見されることもある。

胸部レントゲン写真あるいは胸部CTにより全ての胸膜プラークが映るわけではない。映るのは一部である。胸部レントゲン写真は検出率はかなり低く、胸部CTの方が検出率は高いと言われている。

3. 胸膜プラークによる健康被害

(1) 胸膜プラークそのものによる肺機能の低下はほとんどない。ただし石灰化プラークがある場合や、プラークが互いに

癒合し胸壁のほぼ全域に及ぶような場合には、その程度に応じて拘束性障害が進行する。しかし癒着を伴うびまん性胸膜肥厚ほどの低下は見られない。

(2) しかしながら画像上の胸膜プラーク所見がある場合は肺がんの発症リスクが高まる。画像上の胸膜プラークがある人の肺がんの発症リスクは、これまでの疫学調査では1.3倍～3.7倍と幅がある(Hillerdalら、1997)。調査対象集団が最も大きいHillerdal(1994)のコホート調査の結果では1.4倍であるとしている。

また、Hillerdal(1994)によれば、胸部エックス線写真で明確な胸膜プラーク所見がある集団のうち、経過観察の中で肺の線維化の所見が出現した群(1/0/以上)では、肺がんのリスクは2.3倍であったことが報告されている。このことから、胸部エックス線写真又はCT画像で明らかな胸膜プラーク所見がある場合で、胸部エックス線写真で1/0/以上(じん肺法上の第1型以上)相当の所見があって、かつ、CT画像で肺の線維化所見が認められるものについては、肺がんの発症リスクが2倍以上になるといえる。」(訴状・札幌)

「オ」健康管理手帳の交付

現行の日本の法制度のもとでも、胸膜プラークに罹患した者は労働安全衛生規則53条による健康管理手帳の交付を受けることができ、年2回、無料の健康診断を受けることができる」とされている。

その趣旨は、上述のように胸膜プラークのある者が肺ガンに罹患するリスクが高いこと、あるいは中皮腫に罹患する可能性があることを踏まえて、特に早期発見・早期治療を実現することで健康被害を最小限にしようとする点にある。

ただ、逆に言えば、胸膜プラークに罹患した患者にとっては、半年ごとに、「今回は大丈夫か」という不安を抱き、健康診断が終わるとほっと一安心して次の健康診断の時期までを過ごす、という生活を送ることを余儀なくされるというのが現実である。

胸膜プラークに罹患した者は、罹患していない者と異なり、いつ中皮腫や肺ガン(これらはいったん罹患すれば治療手段はなく、悪化するのみである。)に罹患するのではないか、という強い不安感を抱きながら生活しているのであり、それ自体が多大な精神的苦痛をもたらすものである。

かかる見地に照らせば、「中皮腫や肺ガンに罹患するリスクを念頭に置いた経過観察を要する肺内変化が体内に存在すること」それ自体が、法的に救済すべき「損害」ということができるというべきである(同旨、福岡高等裁判所平成21年2月9日判決・判例タイムズ1315号140頁)。

さらに言えば、仮に現時点では胸膜プラークの所見がなくとも、過去、長年にわたり、中皮腫や肺ガンに罹患する危険性の高いアスベスト粉じん曝露するという体験をしたことそのものも、「損害」と評価すべきである。」(訴状・奈良)

胸膜プラークをめぐるのは、石綿紙製造工程等での石綿曝露による被害を訴えた「ダイニック太平カンパニー退職者労働組合」による裁判が静岡地裁清水支部で現在進行中だ。また、健康管理手帳所持者に対して見舞金100万円を支払っている「王子特殊紙」の例がある。

しかし、ニチアスははじめ石綿製品製造企業、造船など多数の石綿被害者を出している企業での胸膜プラークへの補償例は知られていない。

石綿で健康被害提訴

大平製紙に2860万円賠償請求

元従業員8人



提訴について記者会見する原告ら

大平製紙（現・ダイニツ）の富士工場（富士市）で働いていた63、79歳の男性8人が、アスベスト（石綿）についての会社側の安全対策が不十分だったため健康被害を受けたとして、会社を相手取り計2860万円の損害賠償を求める訴えを静岡地裁沼津支部に起こした。

原告側は、作業所内に舞う石綿の粉じんを除去する装置を設けたり、マスクや防護服などを着用したりするなどの対策を会社側は講じるべきだったに安全配慮義務を怠ったため、胸膜肥厚などを患ったと主張している。

原告らは26日に沼津市内で記者会見。原告の1人で、じん肺と診断されている男性（63）は、「全員いつ中皮腫になってもおかしくない。社会に訴えて少しでも被害者が救われれば」と話していた。

同社富士工場を巡っては、2008年5月にじん肺で87歳で死亡した元従業員の男性の遺族が、同社に3300万円の損害賠償を求めて昨年7月に地裁沼津支部に提訴した。

2009年2月27日読売新聞

良性石綿胸水

良性石綿胸水とは、

「4）良性石綿胸水

良性石綿胸水は石綿胸膜炎とも言われ、通常は片肺に少量の胸水を、同じ側や反対側に繰り返して認める疾患である。良性石綿胸水は、自覚症状として胸痛、発熱、咳嗽、呼吸困難等の自覚症状が認められる場合がある。自覚症状の頻度では労作時呼吸困難が47パーセントと最も高く、胸痛、発熱の順である。

良性石綿胸水は平成15年9月19日付厚生労働省労働基準局長による通達により、労災補償の対象に加えられた。かかる通達の前提として検討された「平成15年石綿ばく露労働者に発生した疾病の認定基準に関する検討会報告書」には、「良性石綿胸水の約半数は胸痛、呼吸困難等の自覚症状がある。」「良性石綿胸水でも、まれに胸水が被包化されて

消退しない場合がある。このような場合、肺機能障害が改善しない。」「以上のことから、石綿への職業ばく露により生じた良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚で、著しい肺機能障害等に対して適切な療養が必要な事案については、労災補償の対象とすべきである。」とされている。

良性石綿胸水は、次に述べるびまん性胸膜肥厚に進展することが多い。」（訴状・奈良）

なお、奈良地裁原告の勝村正信氏は、石灰化胸膜プラークがあるだけではなく、良性石綿胸水として労災認定を受けており、良性石綿胸水としての損害賠償を求めている。損害請求額は2200万円（弁護士費用含む）。

良性石綿胸水が、労作補償制度上の認定疾患とされたのは2003年からと比較的新しく、訴訟上の判例は知られておらず、今回が初めてのケースとみられる。



胸膜プラーク

肺の外側を覆う薄い胸膜の一部が白板状に1~10³ほど厚くなる病変で、石綿を吸い込んだことで起きる。肺機能障害は起きず、国は石綿新法の対象としていない。一方で同法が救済対象とする中皮腫や肺がんを発症する危険性が一般の人に比べて高いとされる。

胸膜プラーク 肺がん不安

奈良地裁に訴訟を起こした4人のうち、奈良県王寺町の仲井力さん(72)が訴状提出後に記者会見。肺がんなどにかかるとのことへの不安や救済対策の充実を訴えた。

仲井さんは56年9月から10カ月間、王寺工場で勤務。熱したアスベストをプレス機で成型し、台車に積んで乾燥室に運ぶ作業にあたった。その後、健康診断を受けるたびに医

師から肺のレントゲン写真に写った影を指摘され、2005年夏に胸膜プラークと診断された。

会社側に補償を求めたが、「何十年も前の話だ」「病気ではない」と拒否されたという。仲井さんは会見で「多くの被害者が肺がんや中皮腫の発症におびえている。ニチアスは責任を認めて誠意を示してほしい」と語った。

アスベスト被害者を支援している関西労働者安全センター(事務局・大阪市中央区)によると、胸膜プラークと診断された人は年2回の無料検診が受けられるが、労災認定された例はない。環境省がアスベスト関連工場があった全国7地域で06~09年度に実施した調査では、胸膜プラークとみられる住民が905人いたという。センターの片岡明彦事務局次長は「今回の訴訟で賠償が認められれば、千人単位の提訴の動きが出る可能性がある」と話している。

原告「責任認め誠意を」

アスベスト(石綿)の危険性を予見できたのに粉じん対策を怠ったとして、建材メーカー「ニチアス」(本社・東京)の元従業員5人と亡くなった元従業員の遺族3人の計8人が28日、同社に総額約1億1600万円の損害賠償を求め、訴訟を奈良、岐阜、札幌3地裁に起こした。ニチアスをめぐる集団訴訟は2年前に韓国で起こされているが、国内では初めて。

(大島良太)

原告は、1956~81年にニチアスの王寺工場(奈良県王寺町)で働いた62~79歳の男性4人▽59~67年に羽島工場(岐阜県羽島市)で働いた男性(67)▽ニチアスの下請け会社(札幌市)で働いた男性

60歳だった2008年に石綿肺で死去の妻(66)と子ども2人。

訴状によると、元従業員5人と遺族の妻は05~07年、石綿を吸い込んで発生する「胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)」と診断され、日常的にせきやたんなどに悩まされていると指摘。妻は石綿の吹きつけ作業に約7年間従事した夫の作業着をほぼ毎日洗濯して石綿肺も発症したとし、「胸膜プラークと診断された人は中皮腫や肺がんになるかもしれない」との不安を抱き、多大な精

神的苦痛を受けている」と主張している。

胸膜プラークは、中皮腫や肺がんなどにかかる可能性が一般の人より高いとされている。しかし、06年施行の石綿被害者救済法(石綿新法)の救済対象の枠組みから外れている。原告団によると、胸膜プラークと診断された人による集団提訴は昨年2月の静岡地裁沼津支部に続き2例目。

ニチアス広報課は「訴状が届いておらず、コメントできない」としている。

元従業員ら1億円賠償求め

ニチアス石綿禍集団提訴

ニチアス集団訴訟 原告会見



提訴後、記者会見に臨んだ原告の3人(前列)＝県庁

原告4人は王寺町の同社王寺工場勤務。アスベスト製品の製造作業に従事していた。11年間働いたという斑鳩町の北村昌三さん(62)は、アスベスト製品の修理作業を担当。持ち込まれる製品には大

「原告は高齢で残された時間は少ない。会社は一日も早く非を認めてほしい。建材メーカー「ニチアス」(本社・東京)を相手取り元従業員と遺族らが損害賠償を求めた集団訴訟。28日、奈良地裁で提訴後に会見した県内の原告らは、今も続くアスベスト被害の苦しみを訴えた。(寺本大蔵、大島良太)

続く苦しみ切々

家族の被害

札幌の大谷定子さんは、1968年に敏男さんと結婚した。敏男さんが石綿吹き付け作業をしたのは1969年から1976年で、原告のお子さん2名の幼少時がこの曝露期間に重なる。

定子さんは敏男さんの作業服などを、ほぼ連日、洗濯したため、いわゆる石綿の「家庭内曝露」を受けた。

その結果、2005年に胸膜プラークが確認され、2008年頃からごく軽度の石綿肺所見も出現し今日に至っている。お子さん2名も家庭内曝露の可能性があり、今後、石綿関連疾患を発症する可能性を排除できない。

その被害は労働者の夫の被害に密接に関連した被害で、当然、加害企業は責任があるはずだ。ところが家族被害については、労働者なみの健康管理手帳制度すらない。定子さんの検診費用はすべて自分持ちだ。ニチアスは補償はどうか、検診費用すら負担しようとはしていない。

過去にクボタ旧神崎工場元労働者の妻の中皮腫にクボタ

量のアスベストの粉じんが付着していたという。退職後の2006年1月、ニチアスの指示で受診した健康診断で胸膜プラークが確認された。北村さんは「肺年齢が92歳と診断された。ちょっと動いただけでも苦しい」と話した。胸膜プラークは石綿被害の救済の枠組みからは外されて

いるが、大手建材メーカー「三菱マテリアル建材」(本社・東京)が08年9月、大阪・泉南地域にあった工場の元従業員や周辺住民との交渉で、胸膜プラークだけの人に

も見金を支払って和解したことがある。原告代理人の長部研太郎弁護士は「この裁判が画期的な判例となるよう、裁判所に損害を認めさせた」と力を込めた。アスベスト被害を受けた元従業員や遺族らでつくるアスベスト・ユニオンは29日午前9時5分午後6時、補償や被害認定についての無料の電話相談を受け付ける。関西労働者安全センター(06・6943・1527)へ。

命懸け最後まで闘う

高齢化進み「時間ない」

ニチアス集団訴訟

アスベスト(石綿)製品メーカー最大手だったニチアスに対し、元従業員らが損害賠償を求めた集団訴訟。国内最大規模の被害を出しながら集団での補償交渉を拒み、個々の被害者への補償内容を秘密にしていたニチアス。「本当に公平な補償が行われているのか」。その秘密主義に風穴を開けようと、被害者らは法廷に引っ張り出した。背景には、被害者の高齢化が進み、「時間が無い」という切実な思いがある。

ニチアスは団体交渉を求めた労組組合員らに「個人なら交渉に応じる余地はある」とし、個別交渉をした当事者には「内容を一切口外しない」と確約させてきた。

原告で岐阜県羽島市の山田益美さん(67)は「石綿が「中皮腫」で死亡した元同僚2人の遺族から、ニチアスとの交渉について相談を受けていたが、ある日突然、「もう来ない」と言われた。「何らかの補償を受けたのでは」と直感したが、内容は分からないまま歳で亡くなった。

原告の妻定子さん(66)は毎年、労災認定の窓口となったニチアスの担当者、あいさつ状などで夫の病状を主人の思いを無駄にし



奈良地裁に向かうニチアス元従業員や弁護団のメンバー 一奈良市中で

たくな」と話す。補償を受けずに亡くなる人は相次いでいる。王寺町のニチアス・関連企業退職者労組元委員長、庄田誠治さんも8月末、70歳で亡くなった。労組を結成して団体交渉を求めたが拒否され、今回の原告になるはずだった。

原告のうち元従業員5人の平均年齢は70歳に近い。「我々に残された時間は少ない。ニチアスは早く誠意ある対応をしてほしい」。庄田さんの遺志を引き継いで委員長になった原告の仲井力さん(70)はこう訴え、提訴後の会見でも「私は現場で働き、今も話ができる『生き証人』だ。命懸けで最後まで闘う」と決意を述べた。

アスベストユニオンは29日午前9時〜午後6時、石綿関連の無料電話相談「アスベスト被害ホットライン」(06・6943・1527)を開く。

朝日新聞奈良版 2010年10月29日

が3000万円を支払った事例が報道されているだけで、家族への被害についての企業責任を認めた例は知られていない。

しかし、労働者への安全配慮義務が果たされていれば、当然、家族の被害は防げたはずであって、企業責任が労働者の家族に及ぶとされるべきだ。

「…亡敏男の作業実態からして被告が安全配慮義務を負うことは明らかである。

(3) 安全配慮義務は信義則上認められる義務である。とすれば安全配慮義務における当事者概念も信義則により解釈される必要がある。

安全配慮義務における当事者概念のうち義務により保護される側の当事者概念は2つのことを考える必要がある。まず第1は義務の内容たる行為を働きかけられるのは誰か、という問題である。第2にはその義務の内容を働きかけられた結果、

特集 / 石綿被害最大企業の責任を問う

保護されるのは誰か、という問題である。前者と後者は原則としては一致するが、信義則により後者の範囲が前者よりも拡大することがありうる。

本件に即して言うならば、原告定子は亡敏男が労務提供義務を果たすために同人の作業着を洗濯し粉塵曝露にあったものであり、いわば亡敏男の労働提供義務についての履行補助者的立場にあったものである。もしも原告定子がいなければ亡敏男が自分で洗濯をするために衣服を扱い、そこで曝露をうけたであろうことは明白である。

であるとすれば、信義則上、作業着の洗濯をした原告定子は不法行為によってのみ保護される単なる第三者ではなく被告による指揮命令等と亡敏男の労務提供という一連の社会的接触関係の大枠の中にあると考えるべきであり、亡敏男に対する安全配慮義務の保護の対象当事者となり、被告は安全配慮義務違反により原告定子が健康被害を被った場合には賠償責任を負うというべきである。」(訴状・札幌)

ニチアスは作業着の厳重管理に第一義的な責任があった。それを怠ったため定子さんは被害を受けたのである。

ご支援を！

第1回弁論は次のように決まった。

●札幌地裁

1月27日(木) 午前10時 701法廷

●岐阜地裁

1月13日(木) 午後1時30分～2時
302法廷

●奈良地裁

1月31日(月) 午前10時30分
101号法廷



故庄田誠治委員長 2006年12月17日 アスベストユニオン結成大会にて

原告団と分会は小さな存在だが、目標は大きい。全造船機械労働組合の旗のもと、今年8月に亡くなった故庄田誠治委員長の遺志を継ぎ、闘いに立ち上がった。

闘う課題はすべての石綿被害、職業病被害に通じる。

ニチアスは1971年に釜山に合弁企業第一アスベストを設立、そのころ国内で製造をやめた青石綿製品の製造をさせ、今、その被害が裁判で争われている。ニチアスによる石綿被害の責任問題は国際問題にまで発展している。

今回の訴訟の意義をぜひともご理解いただき、各近場の方を中心に傍聴等のご支援を心よりお願い申し上げます。

不当な中労委命令の取り消しを求めて 東京地裁に提訴

関西労働者安全センター事務局 中村 猛

2010年11月9日、全日本造船機械労働組合と同組合ニチアス・関連企業退職者分会は、中央労働委員会が2010年3月31日付で行った不当労働行為救済申立を棄却する命令の取り消しを求める裁判を東京地方裁判所に起した。

1、この間の経過のおさらい

1) 「一体、何のこっちゃ？なんの裁判や？」

訴状によってこれまでの経過をおさらいすると次のようになる。

今更言うまでもなく、ニチアスは旧社名を「日本アスベスト株式会社」というように、日本における最大のアスベスト製品製造企業である。同社によれば、1976年から2007年9月までの間に、工場で働いた労働者に、石綿肺による死亡者78人、中皮腫による死亡者65人、肺がんによる死亡者116人、これらの疾病により療養中のもの約100人など、甚大な被害を発生させている。また、王寺工場や羽島工場などにおいてアスベストを工場外へ飛散させたことにより、工場周辺住民に対しても健康被害を発生させ、中皮腫や肺がんに罹患させ、死亡させている。

ニチアス・関連企業退職者分会は、ニチア

スにかつて雇用されてアスベスト曝露作業に従事した労働者が結成した労働組合である。労働者たちは胸膜プラークと診断され、健康管理手帳の交付を受けたが、ニチアスが個別の補償要求に応じなかったため、全日本造船機械労働組合に加入し、分会を結成した。

労働組合は、2006年9月20日、ニチアスに対して労働組合の結成を通知するとともに、①ニチアス及び関連企業の各工場の労働者と周辺地域住民のアスベスト被害について実態を明らかにし、その資料を提供すること、②退職した労働者のアスベスト被害に対する健康対策を明らかにし、その資料を提供すること、③退職した労働者のアスベスト被害に対する補償制度を明らかにし、その資料を提供すること、④現行では労災保険給付を受けられないじん肺管理区分2及び3の者や、石綿健康管理手帳の交付を受けた者への補償制度を作ることを要求したが、会社はこの団体交渉を拒否した。

2) 労働組合法の第7条は、使用者が労働組合または組合員に対して、行ってはならない行為を不当労働行為として禁じている。そして、その第2号は「使用者が雇用する労

働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと」を団体交渉拒否として禁じている。

そこで労働組合は、2007年4月5日、ニチアスが団体交渉を拒否したのは不当労働行為に当たるとして、奈良県労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てた。

3) 奈良県労働委員会は、ニチアスの団交拒否が不当労働行為に当たると判断し、2008年7月24日、ニチアスに対して、労働組合の申し入れた団体交渉に速やかに、誠意を持って応じるよう救済命令を出した。

4) ニチアスはこの奈良県労働委員会の命令を不服として、中央労働委員会に再審査を申し立てた。そして、中央労働委員会は、2010年3月31日、なんと、奈良県労働委員会の命令を取り消して、組合の救済申立を棄却するという命令を出したのである。

5) そして今度は、組合が、この中央労働委員会の棄却命令を取り消してくれという請求を起こしたのが、今回の裁判である。中央労働委員会の「行政命令」の取り消しを求める裁判であるため、行政訴訟として東京地裁に提訴された。

2、日本国憲法と労働組合の権利

なぜ全造船を初めとする労働組合が、使用者に団体交渉権を認めさせようと努力しているのかについて、是非この機会に理解を深めて欲しい。

1) 話はいきなり大きくなるが、我が国の基本的なあり方を決めているのは、日本国憲法である。憲法の基本理念は「絶対的平和主義」「国民が主権者」「基本的人権の尊重」で

ある。

2) 政府が侵略戦争を起こそうとした時に、本来主権者であるべき国民が臣民とされ、国民の基本的な人権が保障されていなかったために、政府の誤った行為に反対することができなかったことに対する、痛苦な反省の上に立てられた基本理念である。すなわち『国民が主権者として尊重されず、基本的人権が尊重されないような社会こそが、被侵略国の人民はもとより、侵略した側にも多大な惨禍をもたらすことになった、あの戦争を引き起こした』と考えて、「平和主義」「主権在民」「基本的人権の尊重」を国の柱としたのである。

余談だが、憲法の理念から見ても、平和を守るのは米軍の『抑止力』などではないのは明らかであり、最近の政府の言動は憲法違反である。

3) 労働組合に関して言えば、本来戦争に反対する最大の勢力にならなければならなかった労働組合が、大政翼賛会となって戦争を推進する側に回ったことが、侵略戦争を加速させたという反省の上に、労働者の団結権を尊重することを憲法の理念として掲げた。すなわち労働者の団結権が保障されていないような国は、再び侵略戦争を引き起こすと考えて、平和を守るという重大な使命を労働組合に託したのである。もちろん労働組合にはこれ以外に、労働者の生命と健康、労働条件と財産を守り、『育てる』といった重大な使命がある。

4) このために日本国憲法第28条は「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」と規

定し、それを受けて「労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成することを目的とする」労働組合法が制定された。

5) 上記のように労働組合法は「使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと」を禁じている。あらゆる労働者には労働組合を作る、あるいは労働組合に加入する権利が認められ、使用者は労働組合との団体交渉を正当な理由なく拒むことはできない。憲法と労働組合法が、労働組合以外の団体には認められていないこのような権利を、なぜ労働組合だけに認めたのかは、まさに労働組合の社会的な役割に期待し、労働組合に重大の使命を託したことの証明でもある。

3、労働三権の基本は団体交渉権である

憲法は「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」と規定した。「労働組合を自由に作る権利」、「労働組合が使用者と団体交渉をする権利」、そして要求が通らない時に「ストライキを含む団体行動をする権利」、いわゆる労働三権である。

ある人がこれを、『労働三権』などと言うから、公務員は2権だとか2.5権だとかいう

議論の原因になるのであって、労働者の権利は「労働組合を自由に作って、使用者と団体交渉をして、ダメな時には団体行動をする」という一つの権利だと言った。もっともな意見だと感心したことがある。

特に労働組合を作った後では、使用者と団体交渉をする権利が基本的な権利となる。団体交渉ができない労働組合の団結権は、まさに画餅である。われわれもよく言う「先ず話し合わなくては何も始まらない。話し合わなくては何も解決しないではないか」という原則である。

労働委員会でも団体交渉拒否に関する申立は特別な配慮がされることが多い。他の案件と違って団体交渉拒否の案件だけを先に判断するとか、団体交渉拒否の審査に要した時間を別に統計に取って、処理の迅速化を図るなどである。

特に実務をやっていて腹立たしいのは、「先ず話し合わなくては何も始まらない」にも拘わらず、団体交渉すら拒否し、労働委員会に申し立てて救済命令が出てもこれを無視して中労委に再審査を申し立て、再審査で救済命令が出て行政訴訟を起こし、地方裁判所から高等裁判所、終には最高裁まで争うという使用者の存在である。それらは「不当労働行為は『5審制』だ」とうそぶき、その間に労働組合の無力化・組合つぶしを図る。

団体交渉すらできない労働組合が、その団結体を維持するのがいかに難しいかは、想像してもらえば分かるであろう。この結果、たかだか話し合いをさせるためだけに、膨大な時間と人手と経費がかかることにな

る。団体交渉を拒否する使用者と、その使用者の尻馬に乗って金を稼ぐ代理人・弁護士という存在は本当に許せない。

労働組合にのみ認められた団体交渉権の本当の意味を理解してもらいたくて、この文章を書いた。労働組合の意義、団体交渉権

の意義を再確認して欲しい。

中労委の不当な「不当労働行為救済申立を棄却する命令の取り消しを求める裁判」の具体的な内容については、機会を改めて紹介したい。

以上

■コラム・ある新聞記事から

ー J R 宝塚線脱線事故現場のカーブで、事故後、速度超過によって自動列車停止装置 (A T S) が作動し、電車が非常停止した例が 7 件あったことが新たにわかった。J R 西日本が 13 日明らかにした。これまで公表しなかった理由について、「事故の危険性はなく、公表基準に達していないと判断した」と釈明している。ー

12 月 13 日の朝日新聞の記事である。

毎日信じられないような事件が新聞をにぎわしているのだが、この記事の内容にはとにかく最初に「あっけにとられた」。

各社の報道によると、今年 10 月に快速列車が制限速度を超えて進入し、A T S が作動して非常停止したときに、初めてと説明していたがその後の調査で 2009 年 6 月 19 日とさらに過去 6 件、A T S 作動による非常停止があったということが分かった。直前の急ブレーキなどによる作動や誤作動もあり、事故の危険性はなかったようではあるが、速度超過の原因については運転士に聞き取りをしていない。また、この現場での事例は社長へ報告と取り決められていたのに、幹部が勝手に報告の必要なしとして報告していなかったという。

一時期、J R に乗車すると安全体制についてこういうシステムを導入しをこのように改善しました、というようなポスターが張ってあったが、それでどうしてこういうことになるのだろうか？速度超過が主な原因で 107 名が死亡した事故の後でのあまりにお粗末な対応である。記事だけ見ると、公表基準に達する事例かどうかの問題であって、作動の原因究明がおろそかにされているように見える。

J R 脱線事故は一般の乗客が多数死傷した大事故であったが、これは労働災害でもある。起こってしまった災害への対応は、まずは補償であるが、同時に災害の原因を解明しなければならない。そしてそれは最終的には未来の災害を防ぐためである。

事故を 100% 防ぐことは難しい。けれど、努力でそれはゼロに近づけることができる。

J R という大企業、働く労働者の数も、利用する人の数も多く、その安全に対する責任は重い。どうか大きな犠牲を払って得た教訓を無駄にせず、真摯に真剣にこの問題に取り組んでほしいと切に願う。

(事務局 T)

連載 それぞれのアスベスト禍 その10

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

日帝の朝鮮半島石綿鉱山開発と石綿被害者

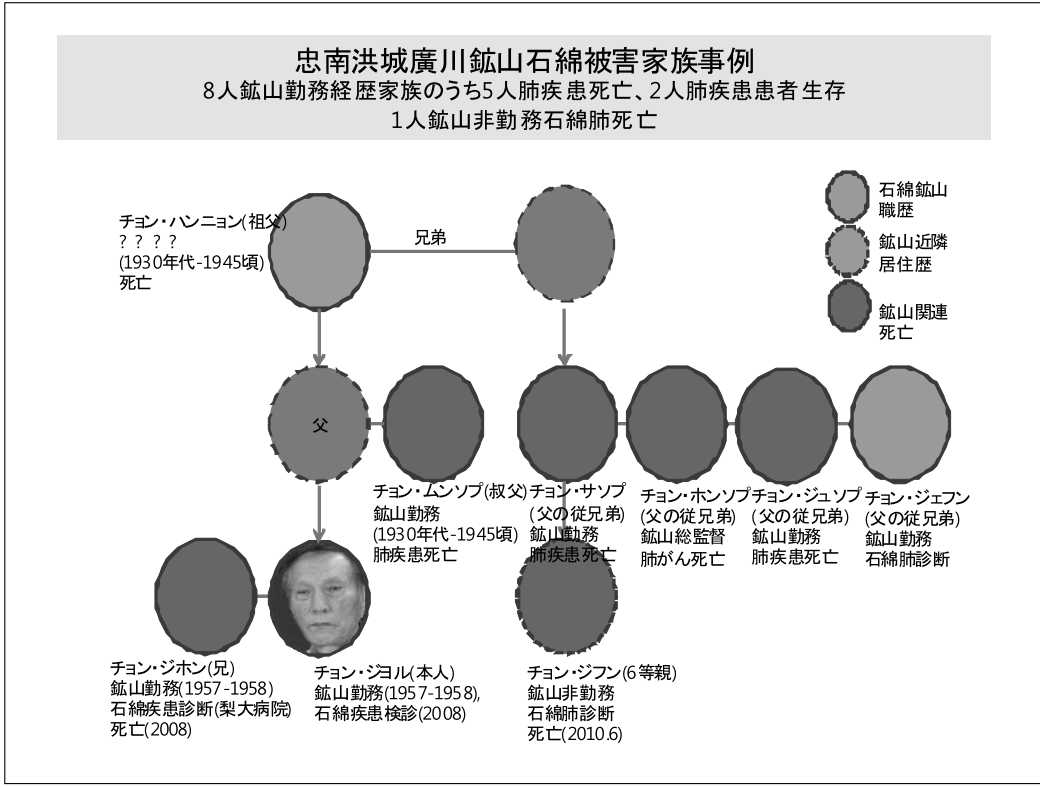
韓国ソウルから少し南に行くと海苔で有名な廣川というところが有り、そこにはアジア最大の石綿鉱山がある。西暦1938年、石綿を採掘するため日本人が鉱業権を登録して以来、約40年余り稼働していた。当時1500人余りの労働者が「徴用されない」特惠まで受けて、戦争物資である石綿採掘を行った。



チョン・ジョルさん（忠南の石綿鉱山被害者の事務所で）

廣川鉱山は韓国内初、最大であると同時に、アジアでも最大の石綿鉱山だった。

チョン・ジョルさんは、2年間の廣川鉱山の勤務歴をもっている。そして彼の親族もまた鉱山で働いた。その結果、兄のチョン・ジホンさんをはじめ5名の親族が石綿関連疾患で死亡した。他にも石綿肺と診断された、父親の従兄弟や、鉱山勤務歴は無いが石綿肺になり死亡した身内もいる。私がチョンさんと初めて会ったのは2009年に香港で開催された「アジア・アスベスト会議」だ。香港での会議は日本語通訳が無かったが、韓国からの発表者の中で鉱山の話をしていて彼の姿が印象的で、チョンさんの訴えようとしている事とその姿の中から伝わってきた。その時私の頭を過ぎったのは、イタリアのカザーレで出会った女性だった。2008年3月に立命館大学の調査グループに同行して、片岡さん、熊谷信二先生(当時、大阪公衆衛生研究所)、尼崎安全センターの飯田さん達と共に旧エタニット社工場跡地等を見学した。世界最悪の石綿による健康被害を出したイタリア・トリノ市近郊の旧エタニット社カザーレ工場（1907年—1986年）。ここでは従業員900人、住民500人が中皮腫などで死亡したとされる。カザーレ市庁舎で私達を出迎えてくれたのは、市長をはじめ



め工場被害者の遺族だった。「9人の身内が中皮腫で亡くなりました。当初は哀しくて辛かったけれども、今はこの事実を伝えなければと思っています」と壮絶な苦しみの中から気丈に立ち直り、力強く語った女性がいた。そして彼女の話はいつも私の頭の中で、遠く海を隔てて韓国の地で同じく身内の多くを失い、自身も石綿被害に遭いながら被害者の救済活動に頑張っているチョン・ジヨルさんと重なってくる。

10月26日、韓国のソウルで行われた「環境保健市民センター」設立総会でチョンさんは表記のタイトルで講演し「韓国と日本の歴史的関係と石綿被害問題と解決方向」として、次のように発表した。「遠くて近い日本と韓国、両国で等しいことは多くの石

綿被害者がいるという事実です。お互いに責任と恨みを言うよりは、日本が私たちより石綿使用の歴史が長く、石綿救済法も先に制定になり、何が改善されねばならぬか多様な経験と努力をしています。お互いに両国政府と被害者間に、緊密な理解と協力が成されなければなりません。石綿追放のためにです。」

今年の11月、忠南の石綿鉦山被害者の事務所が出来た。日本の患者と家族の会から贈られた千羽鶴が、色鮮やかに事務所の壁に掛けられている。



アスベスト報道ダイジェスト 2010年10-11月

10/1 ニチアス王寺工場と竜田工業のアスベスト健康被害問題で、奈良県独自の調査方法などを決める「県アスベスト被害実態調査委員会」の第2回会合が奈良市の県文化会館であった。委員会への参加を拒否した両社から、従業員名簿の提供を受ける方針が決まった。調査は、一定の調査期間に両社工場内で勤務した従業員の石綿がんの発症例を調べる。従業員の発症率が低くなる時期を把握し、周辺住民が「安全」と言える時期を見極めるのが目的。両社は名簿を調査目的以外に利用しないなどの条件付きで協力することになった。

兵庫県はアスベストによる健康被害が将来生じる恐れがあり、県独自に受診費を助成する患者の診療情報について、現行の医療法よりも長期間保存できるような制度を整備する検討に入った。石綿による肺がんや中皮腫は、発病までの期間が長く、治療や研究のため診療情報の長期間保存が不可欠と判断した。今後は、診療情報を保存する機関や保存方法などについて検討を進める方針。

10/4 クボタ旧神崎工場近くに居住し、アスベストを扱う仕事の従事者以外で、石綿肺で初めて国とクボタに救済金を請求していた鶴谷さんが先月8日、69歳で亡くなった。7月の政令改正で石綿肺も対象疾患に追加され、国の手続きは既に始まっており、鶴谷さんは救済決定を心待ちにしていた。

神戸市内の公園や空き地など約10カ所で、アスベストを含んだとみられる建材の破片が見つかったことが、NPO法人「ひょうご労働安全衛生センター」の調査で分かった。建築廃材のコンクリートを再生砕石として再利用した際、石綿を含んだ建材が混入した可能性があるという。市は近く、がれきを破砕する施設を持つ産廃業者を対象に、緊急の立ち入り調査を実施する。先月、兵庫、長田、須磨の3区で調査し、石綿を含んだスレート材が砂利の中にあるのを各區で確認した。

10/8 神戸大で社会学を専攻し文学部長も務めた名誉教授が中皮腫で死亡した件について、文部科学省は公務災害を認定した。工場の現地調査の際にアスベストを吸い込んだのが原因として、遺族が申請していた。文系の教職員の認定は初めてとみられる。今後、吹き付け石綿の教室で授業をした教員ら、他の教育現場での被害にも公務災害認定が広がる可能性がある。名誉教授は神戸大助手だった1964年5-9月、地場産業の研究で、神戸市のケミカルシューズ工場の従業員約450人から聞き取り調査を実施。約30年後の95年9月、「がん性腹膜炎の疑い」で検査入院し、翌月に死亡、腹膜中皮腫と診断された。

10/13 神戸市の公園などでアスベストを含む建材の破片が見つかったとされる問題で、同市は市議会決算特別委員会で、市の関連施設での実態調査を行う方針を明らかにした。12日に神戸震災復興記念公園と石屋川公園など市が管理する施設で石

綿を含んだスレート材の破片を計5個見つけたとして対応を求めた。市側は15日までに砕石がある公園や駐車場など市の関連施設をまとめ、年度内に調査すると答弁した。

10/20 アスベストが使われた瓦屋根の解体工事の際、石綿飛散を防ぐ新技術を導入した石巻市の「合同会社宮城県SS管理委員会」が今月から事業を始めた。瓦を留めるくぎを抜く時、くぎと一緒に飛散するアスベストを吸引する仕組みで、同社によると、飛散は99.9%抑えられるという。新工法は「シールドサクシジョン(SS)工法」。

10/25 石綿健康被害救済法を巡り、救済措置の一時金が支給されない石綿患者の遺族がいることが分かった。患者の妻がこの救済法に基づく年金を受給せずに死亡した場合に、その子どもが一時金を受給できない。支援団体などは「通常の労災なら一時金は支給されており、厚生労働省側の法解釈は誤り」と指摘しており、遺族は一時金を不支給とした品川労働基準監督署の決定に不服審査を請求し、患者団体は政府に改善を迫っている。

10/28 ニチアスの元従業員ら6人本人と遺族が健康被害を受けたとして、同社に総額約1億1600万円の損害賠償を求め、奈良、岐阜、札幌の3地裁に一斉提訴した。ニチアスに対する複数の裁判所にまたがる集団訴訟は初めて。原告は、ニチアスから団体交渉を拒否されてきた退職者らの労組「全造船ニチアス・関連企業退職者分会」の仲井力委員長らと遺族。訴状によると、生存の5人は約1-10年、王寺工場や羽島工場で石綿製品作りなどに従事し、「石綿肺」や「良性石綿胸水」などになった。死者はニチアス専属の下請け企業「札幌トムレックス工事」に勤めた大谷敏さんで、7年間、石綿の吹き付け作業などをして、石綿肺で08年に死亡した。仲井さんら4人と、大谷さんの着衣を洗濯した妻で原告の定子さんには、石綿を大量に吸い込むことで起きる病変「胸膜プラーク」がある。プラークは労災認定などの対象外だが、原告団は「中皮腫などを発症するのでは、という強い不安感を抱きながら生活しており、法的に救済すべき損害」と主張している。

11/2 クボタの益本康男社長はアスベストが原因の石綿肺患者へ救済金を支払う意向を明らかにした。石綿健康被害救済法の政令改正で、国が石綿肺を救済対象疾患に追加したことに対応する。石綿関連企業が石綿肺患者の救済金支出に言及したのは初めて。石綿肺患者の人数は現時点で判明していないが、クボタの工場周辺の男性1人が国に認定を求め、その後死亡している。クボタが救済金を支払った周辺住民患者は9月末で202人(うち死者141人)。今年4~9月の半年間で11人を新たに認定し、200人を超えた。

11/4 アスベストによるがんて死亡した新日鉄広畑(姫路市)の元社員の遺族が、「安全配慮義務を怠った」として、新日鉄を相手取り、計約5400万

円の損害賠償を求める訴訟を神戸地裁姫路支部に起こす。元社員は今年10月に67歳で死亡した姫路市の男性。元社員は62年に新日鉄（当時富士製鉄）に入社。79年9月-85年4月の約5年7カ月間、広畑製鉄所内の工場の解体作業や設備修繕作業に携わり、92年に退社。その後、09年3月に悪性胸膜中皮腫と判明し、同年12月には姫路労働基準監督署から労災認定を受けた。

11/10 埼玉県内を中心に道路用地など46カ所からアスベストを含む再生採石が見つかった問題で、調査した市民団体「浦和青年の家跡地利用を考える会」は、さらに4カ所から石綿含有の再生採石を確認したと発表した。同会とNPO「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」は同日、近藤昭一副環境相に「全国的な問題で、省庁横断で対応すべきだ」と申し入れた。今回、新たに石綿含有を確認したのは、さいたま市内の保育園駐車場や小中学校校舎内など。

二チアスのアスベスト健康被害を巡る労働争議で、同社の退職者らで作る労働組合「全造船二チアス・関連企業退職者分会」が、労組側の団体交渉権を認めなかった中央労働委員会の命令取り消しを求める訴えを東京地裁に起こした。訴状によると、労組は06～07年に石綿健康被害に対する補償などを求めて回交を申し入れたが、二チアスは拒否。労組は不当労働行為として県労働委員会に救済を申し立て、県労委は08年7月、二チアスに回交に応じるよう命じた。しかし、再審査した中労委は今年5月、退職して長期間が経過していることなどを理由に労組の回交権を認めない棄却命令を出した。

11/12 造船会社「サノヤス・ヒシノ明昌」の造船工場で「下請け会社」の従業員として67年から06年までの約40年間働いて、アスベストを吸い込んだために中皮腫になり造船会社に対して訴訟を起こしていた大阪市港区の中田鉄夫さんが、9月6日68歳で判決を待たずこの世を去った。下請け会社の石綿被害者は、造船会社の社員と同じ作業現場で働きながら雇用主の補償から取り残されている。造船会社は下請け会社の従業員であることを理由に補償を拒否した。訴訟を引き継いだ遺族は11月12日、大阪地裁で中田さんの無念の闘病死を陳述する。

11/17 大阪府の泉南地域でアスベストを吸い、肺がんなどを発症した元労働者や周辺住民らが国に損害賠償を求める訴訟の控訴審第1回口頭弁論が大阪高裁であり、元労働者側は和解勧告するよう裁判所に求めた。裁判長は現段階で証拠などを十分検討できていないとして和解勧告しなかった。次回弁論は来年1月13日。

11/20 埼玉県産業廃棄物指導課は6-9月に立ち入り検査した県内の再生砕石製造業者80事業所のうち、13事業所の砕石保管場所からアスベストを含む建材片が見つかったと発表した。同課は13業者に、原料となる廃材の分別などを徹底するよう文書で指導した。

11/24 アスベストによる健康被害で、厚生労働省は2009年度に労災認定されたか、石綿健康被害救

済法に基づく特別遺族給付金の支給決定を受けた人が勤務していた全国1053事業所のうち、999事業所を公表。うち初めて公表787事業所。05年の初公表以来の認定は実数で4896事業所。業種別では、耐火建材に石綿が含まれる建設業が54.1%、製造業が37.2%だった。また、09年度に労災で認定されたのは1071人、石綿健康被害救済法で認定されたのは109人だった。厚生労働省は、石綿肺について来年度の認定分から公表する方針。

11/28 石川島播磨重工業相生第一工場に35年勤務し、肺がんで亡くなった元従業員の男性について、相生労働基準監督署が、診療記録など医学的資料なしでも肺がんを業務上のアスベスト疾病とみなし、石綿健康被害救済法による特別遺族給付金の支給を決めていたことが分かった。同じ時期に勤務した複数の従業員が石綿肺がんで労災認定されていたため、この男性の被害が推定認定された。医学的資料がなくても同給付金が支給されるケースは珍しい。男性は1942～77年、相生第一工場で船舶の製造や修理に従事した。直接、石綿を扱う作業ではなかったが、船内各所で石綿が使用され、粉じんを吸い込む職場環境だった。退職後の86年、肺がんにより68歳で死亡。昨年9月、労災補償の時効が過ぎていたため、遺族が救済法の特別遺族給付金を請求した。労基署は疾病と業務の関係性を調べるため医学的な資料を求めたが、死亡診断書以外、当時の診療記録やエックス線写真などは一切残っていなかった。厚生労働省が協議し、「同じ時期、同一作業に従事した複数の労働者が、石綿肺がんで労災認定されており、男性の肺がんも石綿暴露が原因と推認できる」と判断し今年8月、給付金の支給が決まった。

11/29 国がアスベストを規制しなかったために左官だった夫が肺がんで死亡したとして男性の遺族が、国を相手取り、3850万円の損害賠償を求める訴訟を静岡地裁に起こした。建設現場の作業員の遺族がアスベスト被害で、国に賠償を求めたのは県内では初めて。提訴は12日。訴えたのは04年に56歳で亡くなった静岡市駿河区の故岩崎弘さんの妻都さんら3人。弘さんは61年に中学を卒業後、03年3月まで市内の複数の左官業者の下で勤務。各地の建設現場で外壁の仕上げなどをした際、モルタルの伸びを良くするためアスベストの含有物を混ぜていた。

11/30 「再生砕石」に、アスベスト含有建材の破片が混入している問題で、民間団体「関西労働者安全センター」などは兵庫、大阪、京都の2府1県駐車場など計63カ所で、石綿含有建材の破片を確認したと発表した。解体時に分別されずリサイクルされたとみられ、「低濃度の汚染が広範囲に広がっている」と指摘している。9-11月、京都府内2カ所、大阪府内40カ所、兵庫県内22カ所の計64カ所で再生砕石を採取し分析したところ、1カ所を除いて石綿の含有が確認された。

原処分庁が自庁取消！

若年労働者の心筋梗塞の労災認定

26歳の若さで「陳旧性心筋梗塞」となったYさんは、労災と認めなかった北大阪労働基準監督署の処分の取消を求めて、国を相手に行政訴訟で争っていた。昨年12月25日に提訴して、何度か書面をやり取りした後、今年10月に自庁取消されることとなった。「自庁取消」とは、一般的にはなじみのない言葉である。「自庁」つまり原処分をおこなった原処分庁が、自ら取消するという手続きである。Yさんが労災請求してから6年8ヶ月、発症してから7年以上、やっと労災認定された。

退職1年後の心不全

Yさんの労災については、機関誌2010年2月号で1度紹介したが、概要はこうである。

Yさんは公共工事などを主に扱う建設会社A社の現場監督として働いていた。現場監督の仕事は、常に長時間労働で、昼間は現場で監督業務を行い、夕方事務所に帰って書類仕事をするため常に残業を行っていた。2000年ごろから社長がたびたびYさんにむかって怒鳴り散らすなど、相当なストレスをかけられるようになった。また2001年12

月より、日ごろの業務に加えてISO9001規格取得の書類作成や、公共工事用の書類作成プログラムの製作もさせられ、業務時間はとんでもなく長くなることになった。2002年6月に整理解雇を受け入れて退職したが、最後の6か月の平均時間外労働は、月176時間だった。退職直前のYさんは毎日疲れが取れることなく、全身に蕁麻疹がでるなど体調が悪く、体力の限界に来ていた。仕事をやめて自宅で療養し、半年後に別の会社で現場監督としてアルバイトを始めた。しかし間もなく体調を崩し、2003年7月、肺炎で入院したときに心不全を起こしていることが分かった。国立循環器病センター病院で「陳旧性心筋梗塞」と診断され、バイパス手術を受けた。

Yさんは、A社での長時間労働や社長によるパワーハラスメントが原因であると考えて、2004年1月に労災請求したが、2006年4月に不支給となった。その後審査請求したが2008年7月に棄却、再審査請求も2009年7月に棄却された。

Yさんのケースで問題となったのは、発病とその1年以上前におこなった過重労働との因果関係である。

長時間労働については、タイムカードが

残っており、タイムカードに記載されていない労働時間もあったが、記録された時間数だけでも認定基準の時間外月80時間を遙かに超えていた。

診断名の「陳旧性心筋梗塞」は、発症後4～8週以上を経過した心筋梗塞をいう。主治医は、Yさんの心不全が見つかる半年から1年以上前にすでに心筋梗塞を起こしていた可能性が高いという意見書を労働保険審査官に提出してくれた。Yさんは心不全が分かるまで、心臓の痛みなどを感じたことが一度もなく、最初の心筋梗塞を一体いつ起こしたのかがわからなかった。この意見書の根拠となるのは、初診時、心筋梗塞後の代償機序として左心室が拡張するリモデリングが起こっており、ここまで拡張するには半年から1年がかかるだろうということであった。しかし、発症日を特定することはできず、あくまで推測されるというに過ぎない。

そのために、監督署段階で意見書を書いた地方労災医員の他に、審査官はその後も2人の医師に鑑定意見を求めたが、1人は心筋梗塞を複数回起こしていた可能性を認めたが時期の特定は困難として因果関係を否定し、1人は心筋梗塞そのものを否定した。

医学的に「不明」との見解に阻まれたまま、行政訴訟まで争いは持ち込まれた。しかし、突然、自庁取消を検討する、との話が入ってきた。ともかく国側がはっきりと結論を出すのを待った。9月になって「自庁取消」決定との知らせが入り、10月に支給決定通知が本人に届けられた。

発症時期はいつか？

北大阪労働基準監督署で、改めて「自庁取消」となった理由を尋ねた。

行政訴訟で最後に原告側から提出した書面は、A社退職前にあった自覚症状についてであった。再審査請求の最後の段階で、Yさんが提出した書類をさらに詳しく書いたものだ。退職の3ヶ月ほど前、連日深夜までの長時間労働をしていたときに、胃の辺りの痛みを覚えたことがあった。またその少し後にも肩やのどを絞められるような感覚を覚えたことがあった。それら症状についてYさんは心筋梗塞と関係しているとは考えておらず、再審査請求までそれについて訴えていなかった。しかし、心筋梗塞の症状は、胸痛以外にも上腹部の痛みなど他にも症状があると知り、退職前の腹痛などを思い出したものだ。

それについて、国側は新たにA社退職前に心筋梗塞を起こしていたと考えられる症状があったとの証拠が出たためにそれを認めるという判断を行った。

Yさんからすれば、再審査請求の段階でこれらの症状については書面で出していたので、それが今になって認められたのはなぜか？と疑問に思うのだが、原処分庁での説明は、これを新たな事実の提示があり、訴訟維持困難とみて取消しの判断をくだしたということらしい。

結局、病名を病気の分かった2003年7月の「心不全」ではなく、「心筋梗塞」として発症時期は胃の痛みを感じた2002年1月と

して認定した。

今回の北大阪労働基準監督署の手続きで、1つだけうれしい誤算があった。A社はYさんに長時間労働させながら、残業代を一部しか支払っていなかった。しかし、労災請求した時点でタイムカードを押さえていたので、そこから未払い分を含めた賃金を計算することが可能だった。未払いの賃金も監督署に給付基礎日額の算定に含めるよう話をしなければと思っていたところ、すでに監督署は未払い賃金を含めて基礎日額算定を行っていた。

改めて賃金を計算してみると、残業代のみですでに支払われた給与額を越える月もあり、算定基礎日額は労災保険の年齢階層別最高限度額を超える額となった。

また、障害補償についても障害等級「9級の7の3」との決定を受けた。Yさんは血管三枝の閉塞によって、バイパス手術後も心機能が回復しておらず、ほとんど運動はできない。また、食事制限や薬によるコントロールを一生続けなければいけない状態である。そういった話になったときに気づいて、アフターケアについてはどうなったのかと聞いてみると、一度不支給になった経緯のために失念していた様子で、すぐに検討しますとの返答だった。アフターケア制度とは、傷病が症状固定（治ゆ）した後も後遺症状に動揺をきたしたり、付随する疾病を発症する恐れがある場合があることから、保健上の措置として、月に1回程度の診察や検査など必要な措置を行う制度である。言葉通り、翌日には連絡がありアフターケアが付き、今後の定期的な診察や検査が無

料で受けられることとなった。

A社の責任を問う

自庁取消となる前の今年6月、Yさんは事業主であったA社に対しても損害賠償請求訴訟を起こした。

行政訴訟を行いつつ、民事訴訟でも裁判所に労災の判断基準のみに偏らない判断を求めるつもりだった。今回労災認定されたことで、状況は有利になったわけだが、損害賠償訴訟では、Yさんを身体を壊させるほど働かせながら使い捨てにした使用者側の責任が明らかにされることになるだろう。

残念ながら現行の訴訟制度ではそうはなっていないが、例え身体を壊さなかったとしてもそれだけの労働を強いたという事実だけで、十分に補償するべき理由になると思う。労働災害なので「安全配慮義務違反」などと生易しい違反にしか問われないが、故意にこれだけの労働を行わせ、身体に害を与える結果となったのだから「業務上過失致傷」ではないのだろうか。

Yさんのケースはあきらめずに行政訴訟まで戦ったので、良い結果が得られた。一労働者が労災請求するだけでも敷居が高いのに、さらに審査請求、再審査請求、そして行政訴訟を行うのは並大抵のことではない。Yさんには後押ししてくれる家族もあった。

今後もYさんの支援をおこない、次は民事訴訟の勝訴を報告したい。

椎間板ヘルニアの障害は 疼痛のみではない！ 生殖器障害 9 級を認定

椎間板ヘルニアが原因で生じた生殖器障害の障害認定を受けた事例を紹介する。

27歳のAさんは、食品類などの配送の仕事で、荷物を抱えた状態で高さわずか1Mほどの小さな勝手口を急いで通り抜けようとしたところ、腰に激痛が走った。仕事を始めてわずか4日目の出来事だった。労災の手続きを会社に頼んだが、対応されずに放置され、その間に無理して働いたために症状が悪化し、手足が痺れるようになった。「腰椎椎間板ヘルニアと頸椎捻挫」と診断された。

療養を始めてから1年以上経ってもAさんの病状は改善せず、当センターに相談があった時点で尼崎の田島診療所の三橋医師を紹介した。腰を痛めてからも無理をして働き続けていたために、腰は非常に悪く、治療には非常に長くかかるということだった。

Aさんは労災にまつわる手続き遅延や安全配慮義務違反の問題のほかに、不当解雇にもあい、会社側と裁判で争っていた。事故から約2年ほどたつころ、労災の損害賠償を裁判に上乗せして早期解決を図りたいということで、労災治療も症状固定として労災の障害補償を請求することとした。

三橋先生に後遺症の診断を受けるときになって、Aさんが「実は…」と勃起障害も起

こっているということ打ち明けてくれた。事故の直後から症状が現れていたこと、腰痛の状況と症状が関係していることなどから事故との関連が強く疑われた。Aさんは若い独身男性だ。運悪くAさんの相談を担当した私が女性であったこと、以前通院していた病院の医師も女医であったことなどが重なって、それまで口に出せずにいたというのも仕方ないことだった。

認定基準の大問題、リジスキャン検査

これまで椎間板ヘルニアの患者が排尿障害などの泌尿器系の障害を伴う事例は多くあった。しかし生殖機能障害は初めての経験だった。しかし、排尿障害の事例から考えて、ありえない話ではないと思われた。

三橋医師も脊髄損傷の患者さんが勃起障害等の生殖機能の障害を伴う例はご存知だったが、椎間板ヘルニアでも影響するのかが事例は知らなかったため、海外文献などを調べてくれた。

結果、海外では椎間板ヘルニア患者に勃起障害が伴う事例が多く見られ、ヘルニアの治療によって生殖機能障害も改善したという報告の論文もあることが分かった。そうであれば、日本でも実はそのような患者

は多くいるのに、本人が医療機関に相談していないか、ヘルニアと関連づけて考えられていないということになるのではないだろうか。

まずは障害の診断をしてもらわなければならないので、Aさんは泌尿器科を受診した。しかし、1つの病院で答えを得られず、いくつもの医療機関を受診することになった。問題はいくつもあった。

まずは、障害の確認。泌尿器科が勃起障害を確認する手段は、主に患者への問診である。それによって、治療方法を判断するのが一般的である。しかし、労災の「胸腹部の障害に関する障害等級認定基準」では、

「5生殖器の障害

(2) 生殖器に著しい障害を残すもの（生殖機能は残存しているものの、通常の性交では生殖を行うことができない者が該当する）

次のものは、第9級の12とする。

ア 陰茎の大部分を欠損したもの（陰茎を膣に挿入することができないと認められるものに限る）

イ 勃起障害を残すもの

「勃起障害」とは次のいずれにも該当するものをいう。

(ア) 夜間睡眠時に十分な勃起が認められないことがリジスキャン（R）による夜間陰茎勃起検査により証明されること。

(イ) 支配神経の損傷等勃起障害の原因となり得る所見が次に掲げる検査のいずれかにより認められること

a 会陰部の知覚、肛門括約筋のトーンス・自律収縮、肛門反射及び球海綿反

射筋反射に係る検査（神経系検査）

b プロスタグランジンE1海綿体注射による各種検査（血管系検査）」

となっているが、労災請求するためにはこれら各種検査をして結果を記入しなければならない。

障害の確認方法の中でも困ったのは「リジスキャン」である。

大変高価な機械で、所有している医療機関は1県に1つあるかどうかという代物なのである。そのうえ、検査をするために入院が必要で、検査費用が数万円かかる。

また、実際に泌尿器科を受診してみると、ある泌尿器科医は椎間板ヘルニアと障害に関係があると口頭では認めたが、労災の書類に証明することをためらい、リジスキャンの検査ができないことを口実に障害診断を書くのを断った。

ヘルニアとの因果関係そのものを否定する医師もあった。

結局、泌尿器科医の診断をもらうことはできなかった。

泌尿器科医の診断がもらえないからと言って、障害補償請求の診断書にその障害を書かないわけにはいかないので、整形外科医の三橋医師に生殖器障害も含めて、診断を書いてもらうことにした。

そのうえで、障害の専門医の診断とリジスキャンをはじめとする検査は、労働基準監督署にやってもらうことにした。所轄の労働基準監督署の障害補償担当者と同もって連絡を取り、こちらの意向を伝えた。障害の調査に当たって局医に意見を求めたり必要な検査を受けてもらうことは監督署も

度々やっていることなので、そのことには問題がないので、とにかく請求してくれとの返答を得て、障害補償請求書を提出した。三橋医師の診断には探し出した海外の文献のコピーも添えた。

2004年11月30日の「胸腹部臓器の障害認定に関する専門検討会」の第5回泌尿器・生殖器部会の議事録には、これら検査の決定についての議論が記録されている。リジスキャンでの検査が国際的に一般的な方法であると発言しているのは、木元康介氏（独立行政法人労働者健康福祉機構総合せき損センター・泌尿器科部長）である。厚労省の課長補佐が各種検査について、治療が終わってからの障害の判断なので、治療の過程で血管や神経系の検査もしていて、最終的に原因がはっきりしない場合だってあるので、推定できることは検査で明らかにしなくてもいいのではないかという発言に対して、国際的にAMA（アメリカ・メディカル・アソシエーション）の基準を使っていて、PGE1の注射とリジスキャンをやるのが一般的と答えている。その後、同課長補佐から「リジスキャンは大体の病院でできるのですか」と聞かれて、日本にはあまりないということは話に出ている。しかし、座長の松島正浩医師が症例がそんなに莫大な数ではないでしょうから、自分のとこでできなければ（あるところに）依頼するのでいいでしょう、とまとめてしまった。

その結果、Aさんに多大な負担がかかることになった。

器質的に障害あり、そして労災認定

障害補償請求を受けた労働基準監督署だが、その後の調査はすんなりとは行かなかった。リジスキャンを所有し、しかも労災のための鑑定意見を書くことを承諾する医師のいる医療機関をなかなか見つけ出すことができなかったからだ。

またAさんは重度の腰痛患者だったので、長距離の移動は無理だと伝えたが、最初にあげられた候補地は東京と名古屋だった。できる限り近くで探すように要請して、最終的に他県ではあったがAさんの居住地から2時間ほどの大学病院に決まった。東京や名古屋よりは近いが、2時間は決して近くはない。それでも傷害を認めてもらうためには診断を受けなければならないので、Aさんは腰痛を押して検査に行った。彼の労働争議を支える労働組合の組合員が毎回付き添って、腰痛で長距離移動をするAさんをサポートした。

しかし、リジスキャン2回、その他各検査・診察をあわせて数回の通院となり、初診から医師の意見がまとまるまで3ヶ月がかかった。

長距離の通院の苦痛に加えて、なかなか結果が得られないことなど、Aさんの精神的な苦痛は相当なものだったと思う。しかも、遠方の病院までの交通費は自己負担である。

これほどの負担と労力をかけて障害が認定されなかったらどうしよう、と考えることもAさんの負担になった。

検査の結果では、リジスキャンによって、勃起障害があることが認められた。さらにプロスタグランジンE 1 海綿体注射による血流検査によって右陰茎背動脈の閉塞が確認され、それが障害の原因であるとされた。

しかし、労災事故での受傷とこの背動脈閉塞との関係は分からない、と医師は言った。それでも労働基準監督署への回答には結論として、「受傷後の椎間板ヘルニアと右陰茎背動脈の閉塞がどのように関連しているかは不明であるが、受傷前には勃起障害がなかったことから受傷と関連ないと否定することもできない。」と記載した。

監督署からの検査依頼であったにも関わらず、検査結果やそれによって考えられる原因などをAさんに必ず説明してくれる、そういう姿勢の医師であったので、労基署への回答として書いた内容も本人に教えてくれた。

その医師としては精一杯の回答であったとは理解できるが、因果関係が医学的に解明できないと言われてしまえばどうしようもなかった。果たしてこの回答から労働基準監督署がどのような判断をするのか、この時点ではあまり期待はできなかつた。

その後、労働基準監督署は内科・循環器科の地方労災医員に意見を求めた。

労災医員は意見書で「右陰茎背動脈の閉塞と受傷の因果関係は不明であるが、膀胱機能障害を認めること、及び勃起障害が受傷後より出現したことを考えると、受傷による障害と判断するのが妥当であると考えられる。従って本件は業務との間に相当因果関係が存在すると考えられる。」と述べた。

この結果を受けて、労働基準監督署はAさんの勃起障害を認めた。

腰痛や痺れなどの神経症状については「局部に頑固な神経症状を残すもの」として障害等級12級の12、勃起障害については「生殖器に著しい障害を残すもの」として障害等級9級の12とした。しかしながら、どちらの障害も同一原因によるものであるの上位等級である9級の12と認定するとした。

本当の勝利はまだ

今回のAさんのケースは無事労災認定されたが、多くの課題が残された。

実際に椎間板ヘルニア患者に生殖器障害がでるケースはどのくらいあるのか、因果関係の証明は可能なのか。労災の障害の認定基準の検査内容についても、今回の事例を元に厚労省に問題定義するべきだろう。

Aさんの障害は重い。若くて人よりも丈夫で元気であったのに、まったく働けず、日常生活にも支障が出る今の状態で、障害等級9級というのはあまりに軽い。

生殖器障害が認定されたことは、制度の不備などに対抗してがんばりぬいたAさんの努力の賜物であったし、支援者としても喜ばしいことだったが、労災認定はなんとか最低ラインの補償をもらったに過ぎず、本当の意味でAさんへの償いはまだなされていない。

Aさんは、なんとか身体を治そうと新たな治療方法を探りつつ、会社に対しては裁判で闘っている。近く裁判の判決が出る予定だが、良い結果が出ることに期待したい。

韓国からのニュース

■上半期有機溶剤中毒の業務上災害承認率『0%』／2008年、疾病判定委導入後に急落

イ・ミギョン民主党議員は30日、勤労福祉公団が提出した資料を分析した結果、2008年に業務上疾病判定委員会が導入された後、有機溶剤中毒による業務上災害の承認率が70%内外から、今年は0%に落ちたと話した。労災申請者の中でたった1人も業務との関連性を認められなかったのだ。有機溶剤中毒に対する産業災害承認率は、2007年の65.5%から2008年の75%に増えたが、2009年には20%に急落した。

化学物質で被害にあった労働者の労災承認率も、2007年の78.5%から今年6月現在の27.3%に急落した。業務上疾病申請の大部分を占める筋骨格系疾患の場合、労災承認率が2007年の56.9%から今年は33.4%に急落し、脳・心血管系疾患も43.7%から20.9%に下落した。

イ・ミギョン議員は「疾病判定委の閉鎖的で不十分な運営が保守的な判定に導いている」と指摘した。その根拠としてイ議員は、△疾病判定委員の名簿と会議録の非公開、△審議疾病に対する非専門委員の出席、△傷病別・懸案別審議制度の不在、△手抜き審議、△現場調査のない報告書調査などを挙げた。イ議員は「疾病判定委の保守的でケチな労災承認は、現場労働者にとって労災申請を困難にし、結局労働者の健康権を深刻に侵害する結果に繋がる」と批判した。2010年10月1日 毎日労働ニュース ハン・ケヒ記者

■被害者は最小で96人、32人は死亡…三星

半導体問題の国政監査／労災承認拒否の勤労福祉公団が狙上に

『半導体労働者の健康と人権を守る』（パノリム）は5日午前、雇用労働部の国政監査が行われる果川政府総合庁舎前で、三星の労災被害者の情報提供状況を発表し、政府機関に半導体の職業病問題に対する根本的な対策を要求した。この席にはパノリムを始めとして、民主労働党のホン・ヒドク議員、民主労総・忠南本部、進歩新党・京畿支部と、三星半導体工場の被害労働者の遺族と家族などが参加した。

記者会見でパノリムは「2010年10月現在までに把握した三星労災被害の情報提供は96人に達し、この内死亡者は32人もなる。まだ分かっていない数字を含めば、はるかに大きい規模になるだろう」と話した。三星半導体のリンパ造血系癌の被害状況は42人で、この内13人がすでに死亡し、三星電子の脳腫瘍被害情報提供だけで9人に達している。

続いてパノリムは「半導体産業が清浄産業というのはウソで、どんな産業より職業病比率が高いという事実は、半導体産業が以前に盛んに行われた先進国では公然の事実」とし、「我が国は三星半導体がメモリー半導体市場で1～2位を占めると自慢するだけで、半導体産業の高い職業病比率に対する実態調査さえキチンとしていない」と指摘した。

パノリムは三星半導体の白血病労働者の労災申請を不承認とした勤労福祉公団に対しても、「数年のてたらめな疫学調査で職業病の原因と曝露の証拠が見付けられなかったとし、多くの被害者の職業病の主張を一

蹴し、労災申請に対して不承認を乱発してきた」と話した。現在までに三星電子の白血病被害者など16人が勤労福祉公団に労災を申請したが、審議が行われた9人全員が不承認処分を受けた状態だ。これは以前に勤労福祉公団が、2007年に実施された産業安全保健研究院の疫学調査を根拠に、白血病と業務との関連性がないという結論を出したためだ。これに対してパノリムは「でたらめな調査に対する責任を政府と三星が取らず、かつて劣悪な環境で働いて苦痛を受けた三星半導体の職業病被害者に、労災不承認という形で押し付けてきたもの」として、「特に労働部は企業の営業機密保護を口実に、半導体工場の化学物質使用実態を徹底して非公開とするなど、三星のご機嫌伺いに汲々としてきた」と非難した。

特にパノリムは「勤労福祉公団の業務上疾病判定委員会は、『不承認委員会』と呼ばれる程不承認を乱発してきた」として、「このような勤労福祉公団の態度は、迅速公正な補償を通じて労働者保護に尽くすことを目的とする産業災害補償保険法の趣旨に背くだけでなく、同じ法律を解釈する時には裁判所よりも悪い態度を示し、企業側寄りの指向を如実に見せる」と指摘した。

この日行われる雇用労働部の国政監査に参考人として出席する予定の、三星半導体元労働者の故ファン・ユミ氏の父親ファン・サンギ氏は、「ユミは生前に3ラインで放射線を使ったと話していた。ユミだけでなく同じラインで働いたイ・スギョン氏も白血病で死亡した。これが労災でなくて何が労災か」。続いてファン氏は「2007年に初めて労災申請のために勤労福祉公団を訪問した時、関係者が三星が提出した書類を見て、ユミがステッカーを付ける仕事をしており、3ラインでは3ヶ月働いただけ」と話したと言い、「三星は市民団体に会わず、おとな

しくしていれば10億をくれると懐柔した」と明らかにした。ファン氏はまた「三星は真相究明をしなければならぬ」。「このようなことは労働者が安全で病気にならないようにする労働組合がないためだ。三星に民主労働組合ができなければならない」と主張した。

三星半導体温陽工場に勤めて『重症再生不良性貧血』に罹り、9年目の闘病中のユ・ミョンファ氏の父親ユ・ヨンジョン氏は「(ミョンファは)大きな手術をしなければならぬ状況で、日常の挙動さえ難しい」。「勤労福祉公団が昨年1年で1兆2千億という黒字を記録したが、話にもならない。労災申請をすべて不承認にされて、本当にくやしい」と鬱憤をぶちまけた。

パノリムは「被害規模が増えても、労働部は数年間対策も作らず後手をふむだけで、三星は被害者を巨額のお金で買収して労災申請を放棄させている」とし、「国政監査で三星の責任と政府機関の無責任な対応によって、半導体の職業病被害労働者に苦痛が転嫁されている現実が指摘され、責任ある対策が作られる契機にならなければならない」と強調した。

パノリムと市民社会団体は、▲労働者の生命と健康に対する三星電子の責任、▲勤労福祉公団の業務上疾病認定基準の緩和と三星職業病被害労働者らの労災認定、▲疫学調査に対する産業安全保健公団の責任と関連資料の公開、▲先端電子産業労働者の生命と健康の脅威に対する労働部・国会の根本対策作りと、関連法制度の整備などを要求した。

一方、国会・環境労働委員会の民主労働党・ホン・ヒドク議員と民主党・イ・ミギョン議員は、この日行われる雇用労働部の国政監査で、三星半導体の職業病問題の深刻性と労災不承認などに関して、労働部と三星に

対して責任を問う予定だ。2010年10月5日
民衆の声 ク・トヒ記者

■特殊雇用労働者『640キロの大長征』／労働者性認定・労災保険全面適用を要求

民主労総が特殊雇用職の労働者性の認定と労災保険の適用拡大を求めて27日間、640キロを歩く大長征を始めた。

民主労総は4日午前、釜山市庁広場で『特殊雇用労働者全国徒步行進発隊式』を行い、「特殊雇用労働者の労働三権保障と労災保険の全面適用を要求して、釜山からソウルまで歩く大長征を始める」と話した。この日から一日平均23.7キロずつを27日かけて、640キロ歩く計画を立てた。釜山からソウルまで主要都市を回りながら、要求事項を国民に知らせていく。

徒步行進には民主労総の各地域本部の組合員と生コン・ダンプ技士・学習誌教師・保険設計士など、特殊雇用職として働く労働者が参加する。徒步行進開始日のこの日は釜山本部の組合員と特殊雇用労働者40人余りが参加し、慶南の梁山まで22.6キロを歩いた。

徒步行進の中間地点の大田に到着する16日には、大田駅前『労働基本権争奪と特殊雇用労働者の力を集める大会－われわれは労働者だ』を行う予定。ソウルに到着する30日には、ソウル駅前で全国非正規職労働者大会を開催する。民主労総は延べ人数で1千人を越える組合員と特殊雇用職が、27日間の徒步行進と各種集会に参加すると予想した。

ソク・コノ民主労総・未組織非正規局長は「特殊雇用職も同じように事業主から業務指示を受けて仕事をする労働者だが、政府はこれらを別に区分して労働三権と4大保険を保障しない」とし、「都市と都市を回りながら地域の組合員と市民に会って、特殊雇

用職の実態を知らせ、国会で関連法の改正がなされるように努力する」と話した。

[特殊雇用職] 労働契約でなく、委任・請負契約により労働を提供する個人事業者を意味する。表面は契約関係だが、実際には使用者(契約者)の指揮・監督の下で従属的に労働を提供する者が多い。勤労基準法上の勤労者かどうか論議になっている。現在の国会には特殊雇用職を勤労者と認定する勤労基準法改正案が、ホン・ヒドク民主労働党議員の代表発議で提出されている。2010年10月5日 毎日労働ニュース キム・ボンソク記者

■自主管理事業場での労災事故がより多い

5日、国会環境労働委員会のカン・ソンジョン・ハンナラ党議員が、雇用部に提出させて公開した『危険要因自己管理5モデル事業地域の労災現況』によると、モデル事業に参加した事業場がそうでない事業場に比べて、産業災害者が多く発生していることが分かった。資料によれば今年8月末基準で、南東公団など5モデル事業地域で発生した災害者は1208人であったが、この内670人(55.5%)がモデル事業参加事業場の労働者だった。

大田地方雇用労働庁管轄の大徳特区・大産産業団地で発生した被災者は55人であったが、80%(44人)がモデル事業参加企業で発生した。光州地方雇用労働庁管轄の河南公団では全被災者146人中113人(77%)、釜山地方雇用労働庁管轄のサビ山産業団地では全被災者194人中141人(73%)が、モデル事業参加事業場の所属だった。サビ山産業団地の被災者は前年に比べて減少したが、モデル事業の被災者は却って増加した。モデル事業参加事業場より、そうではない事業場で被災者が多く発生したのは、中部地方雇用労働庁だけだった。



こういう状況でも、労働部は8月に終了した検察・警察合同の点検対象から、モデル事業参加企業4670ヶ所を除いたと発表された。カン議員は「政府が労災予防の条件が劣悪なモデル事業参加企業については基本的な事項だけ点検し、労災予防が比較的良好でできている未参加企業に対する点検を強化した」として、「先進国で普遍化しているこの制度が我が国に適合してから、再び検討しなければならない」と指摘した。

危険要因自己管理モデル事業は、事業主が事業場の危険要因を自主的に見付けて改善する自己管理方式だ。労働部は産業安全保健政策を規制から自主に転換するとして、今年4月から全国5地域の産業団地入居事業場を対象に、モデル事業を実施している。来年からは5モデル事業地域内のすべての事業場と、その他の地域にモデル事業を拡大していく予定で、モデル事業期間は2012年まで。2010年10月6日 毎日労働ニュース チョ・ヒョンミ記者

■『労働者の労災立証責任緩和』法案を推進／労働部の国政監査で『三星職業病』への叱責相次いで

業務上災害に対する労働者の立証責任を緩和する法案が推進されるものと見られる。

5日、果川政府庁舎で行われた国会の環境労働委員会の雇用労働部への国政監査で、チュ・ホヨン・ハンナラ党議員は、三星半導体白血病など三星の職業病に関した労災療養申請が相次いで不承認と判定されたことに関して、次のように話した。「市民団体の主張によれば、一つの事業場だけで13人が死亡したが、この原因を労災療養を申請した原告側に立証しろというのはとても無責任だ。「三星や韓国タイヤのように顕著な死亡者が発生すれば、使用者も立証責任を負うようにしなければならない」。

チュ議員はパク・ジェワン労働部長官に「関連立法に関心を持っているのか、どう考えているのか」と尋ねた。同党のソン・ポムギョ議員も「労働部は労災予防のキャンペーンばかりせず、勤労者に転嫁された業務上災害の立証責任を分担させなければならない」と強調した。ソン議員は「裁判所も勤労者の負担を緩和させる方向で判決を出しているのに、労働部は裁判所よりも中途半端」と批判した。

現行の産業災害補償保険法施行令によれば、脳室質内出血や脳梗塞など、一部を除いた病気の場合、業務と病気の因果関係を明らかにする立証責任が労働者にある。しかし昨年ソウル高裁(2009ヌ88409)は「専門家でない勤労者や遺族たちが、特殊な因果関係を科学的・技術的に完ぺきに立証するのは極めて難しい」として、「国と事業主の責任を強化するのが労災保険制度の目的と趣旨に合う」と判示している。

この日の国政監査で、国会議員は与・野党を問わず三星半導体と三星電気など三星の職業病発生論議に関して、一件も勤労福祉公団で労災が認められていないことについて、労働部を強く叱責した。イ・ミギョン、ホン・ヨンピョ民主党議員は、産業安全保健公団が行った三星半導体製造工程の、勤労者に対する疫学調査の結果の公開などを要求した。2010年10月6日 毎日労働ニュース キム・ハクテ記者

■福祉公団、三星電子と白血病訴訟に共同対応？／公団、訴訟提起されるや補助参加人に参加要請

三星電子の白血病行政訴訟に三星電子が雇った弁護士が、勤労福祉公団の補助参加人として参加・介入していることが明らかになった。これは「労災不承認の取り消し」を求めて三星電子の白血病被害者が、公団

を相手に1月に行政訴訟を起こした直後に、公団が要請したものであることが確認された。

国会環境労働委員会のイ・ミギョン民主議議員は、15日に国会で行われた公団に対する国政監査で、1月22日に公団が公団の京仁地域本部長に送った公文書を公開した。『訴訟指揮要請に対する回答』という題のこの公文書は、公団が三星半導体の労災訴訟にどのように臨むのかについて、該当地域本部に降ろした指針だ。

公団は公文書で「迅速に該当裁判所に、三星電子を被告知人として訴訟告知申込書を提出し、三星電子が補助参加人として同訴訟に積極的に参加できるように措置することを望む」と指示した。続いて「訴訟の結果によっては社会的波紋が大きいと判断される事件であることを勘案し、本部との緊密な協力によって訴訟遂行に万全を期すように」とも頼んでいる。

イ議員は「1月11日に行政訴訟を提起するや、(公団と三星電子が)訴訟にどのように対応するのか相談したもよう」とし、「指針が降りた後、三星電子は国内有名法務法人に訴訟代理を任せ、3月4日に弁護士6人を選任して行政訴訟に補助参加を申請した」と話した。「被害者は公団を相手に行政訴訟を申請したが、公団が三星側の弁護士を前面に出したせいで(被害者が)三星電子と民事訴訟をしている状態」だと付け加えた。

これに対してシン公団理事長は「一般行政訴訟でも直接的な利害関係があり、公団が単独で訴訟しにくい場合には、利害関係者である事業主などを参加させる」と説明した。しかし、「大財閥が公団と手を握って訴訟を進めれば、どうして勤労者たちが補償を受けられるか」という議員たちの質問が続くとすぐに、シン理事長は「(公文書の)表現は適切でないと思う」と言葉を濁し

た。2010年10月18日 毎日労働ニュース ハン・ケヒ記者

■「事故でケガする瞬間に奈落に落ちる」／労災補償を受けられない特殊雇用労働者

「バイクに乗って仕事をして見ると、同僚がケガして死んだという話を聞くのが日常です。労災にもならず、民間の保険も危険だと言って入れてくれませんか。私たちはどうすればいいのですか？」 クィックサービスの仕事をするキム・チャンヒョン(46)氏は「事故が起きた瞬間に奈落に落ちてしまう」。「労災保険適用は切実だ」と話した。キム氏と同じ労災保険未適用の特殊雇用労働者は、しばしばケガをしたり病気に罹るが、責任はすべて自分が負わなければならない。

『特殊雇用労働者の労災保険全面適用のための準備会議』の実態調査によると、41.3%が勤務期間中に事故に遭ったが、これらのほとんどが治療費を全額自己負担した。会社が全額を負担したケースはただの一件もなかった。業種別事故率を見ると、クィックサービス技士が95.7%で、業務中に事故に最も多く遭っていた。次はダンプ掘削機の運転者が51%、代行運転技士30.4%、看病人が27.5%で、それに続いた。3業種はすべて半分以上が民間保険に加入していたが、クィックサービスは民間保険加入率が6.4%に止まった。事故の危険が最も高いのに、保険加入を拒否されているのが実情だ。

キム氏は「6.4%という数字も、13年前に郵便配達員のために、郵便局で一般バイク運転者まで保険に加入させたから」と言い、「この頃はクィックサービス技士を加入させる保険会社は一社もない」と話した。

建設労働者の状況も似ている。イ・ヨン Chol建設労組・事務局長は「特に、未舗装道路で作業をしていた機械が転覆して死亡するのが頻繁だ」とし、「最近では労働者の過

失として処理されている」と、腹を立てた。

ユニ・ネリム全国非正規労組連帯会議教育チーム長は、「労災保険法の適用対象になる『勤労者』の基準を直ちに拡大するのが難しいのなら、外国のように労働者性の認定と関係なく、特殊雇用労働者にも労災保険を全面的に適用しなければならない」と話した。2010年10月29日 毎日労働ニュース キム・ウンソン記者

■製造業で使う化学製品の半分『発癌・有毒物質』含有／金属労組、63事業場のMSDS<物質安全保健資料>を分析

製造業の労働者がベンゼンのような発癌・有毒物質に、無防備に曝露していることが明らかになった。金属労組が所属事業場63ヶ所で使っている9044の化学製品に対する物質安全保健資料(MSDS)を分析して、11日に公開した結果だ。

これによると、調査対象の化学製品の42%がベンゼン・石綿・カドミウムなど、人体研究調査で癌を起こしたことが確認された1級発癌物質を含有していた。5.5%の製品には、動物実験で発癌の証拠が確認された2級発癌物質が含まれていた。動物実験で発癌事例が確認された3級発癌物質と、その他毒性物質が含まれた製品も37.3%に達した。全製品の47%が発癌物質や有毒性物質を含んでいるわけだ。

企業秘密などの理由で成分が公開されなかった物質まで勘案すれば、各製品に含まれた発癌物質や有毒物質の比率がより一層高まると予想される。

ベンゼンや石綿のような1級発癌物質に対する管理実態も不十分であることが明らかになった。7ヶ所は危険性の警告もせずにベンゼンを使っていた。塗料・希薄剤・剝離剤などに含まれたベンゼンの含有量が、発癌物質分類基準値の0.1%を超過する事業

場があったし、MSDSにベンゼン含有の有無が表記されていない製品も発見された。13ヶ所では肺癌を起こす石綿が検出された。主に断熱材とブレーキ部品などに石綿が含まれていると調査された。

労組は1年間、緑色病院労働環境健康研究所と共に製造業内の発癌物質の調査作業を行った。労組は日常的に有害物質に接触して仕事をする製造業の労働者が、職業性癌に罹る可能性が高いとみて、癌患者検索の活動も行っている。この日までに100人余りの職業性癌が疑われる事例を受け取った。労組は16日に記者会見を行って、発癌物質の調査結果と職業性癌患者の労災申請計画などを明らかにする。2010年11月12日 毎日労働ニュース ク・ウネ記者

■「石綿疾患の補償、労災保険の水準に高めねば」／石綿追放ネットワーク、忠南の洪城で『全国石綿被害者大会』開催

今年制定された石綿被害救済法が来年から施行されるのを前に、全国の石綿被害者が一ヶ所に集まって、救済対象石綿疾患の拡大と補償水準の現実化を求めた。

韓国石綿追放ネットワークと「全国石綿被害者と家族協会」は16日午後、忠南の洪城郡広川邑鉸泉単位農協で全国石綿被害者大会を行い、「現行の石綿被害救済法は、被害者の経済的被害を国民の最低生計水準を基準としており、現実と大きくかけ離れている」として「医療・経済・精神的な被害に徹底した補償がなされなければならない」と主張した。

石綿被害救済法は中皮腫と肺癌の場合は3千万ウォン、石綿肺は500万～1500万ウォンの水準で救済金を出している。産業災害補償保険法上の補償金額の10～20%の水準に過ぎない。被害者は「労災保険補償の水準でも充分ではなく、被災労働者の損害賠償

民事訴訟が列をなす状況」とし、「政府が労災保険の水準にも届かない救済の水準を作って、『公害病の補償は初めての事』と広報するのは問題」と批判した。

救済対象石綿疾患も論議的だ。石綿被害救済法施行令と施行規則は、救済対象の疾病を中皮腫・肺癌・石綿肺の3つに制限している。この病気の他にも大統領令で救済対象疾病を指定できるが、政府は追加指定をしていない。被害者は「胸膜プラーク・石綿繊維化・石綿胸水、肺癌・石綿肺などによる合併症も、石綿関連疾患と指定しなければならない」と強調した。また「労働者の石綿被害問題を解決するために、政府と事業主、労組が積極的に対策を作らなければならない」と付け加えた。

この日の大会には、忠南の洪城郡・保寧市石綿鉱山地域被害者、釜山・蔚山の第一ENS(旧・第一化学)石綿紡織工場の被害労働者と地域住民、京畿再開発地域の住民被害者など300人余りが参加した。2010年11月17日 毎日労働ニュース チョ・ヒョンミ記者

■政府、2012年までに労災死亡15%減らす／労働部『安心職場作り4大戦略』発表

雇用労働部が、2012年までに死亡者と労働損失日数を現在より15%減らすという目標の下に、いわゆる『安心職場作り4大戦略』を発表した。

労働部は24日、「来月から安心職場作り4大戦略を本格的に推進して、死亡万人率1.01人を、2012年までに0.87人に下げ、労働損失日数も5100万日から4300万日に下げる」と明らかにした。死亡万人率は労働者1万人当たりに発生する死者数をいう。

4大戦略は、△災害多発業種であるサービス業・自動車・鉄鋼・建設・造船・化学など6業種に、オーダーメイド型の災害予防対策を推進、△中小企業の安全保健自立基

盤構築の支援、△新しい職業病誘発要因への対応の強化、△産業安全保健文化の底辺拡大など。

このために、自動車・鉄鋼業に有害危険防止計画書作成制度を導入し、建設業は20億ウォン未満の小規模建設現場に対する点検活動を強化する。化学業種は工程安全管理の適用対象を拡大し、安全保健管理者選任の義務がない50人未満の事業場には、安全保健班長を指定する。

労働部は、職業病に関しては夜昼交代の製造業など、長時間勤務業種に対する保健管理対策を強化し、発癌性物質関連の制度を大幅に改善するという方針だ。このために労働部長官を本部長とする安心職場作り推進本部を構成して、関連部署と関連機関・労使団体などと共に災害減らし事業を共同開発することにした。キム・ユンベ労働部産業安全保健政策官は「4大戦略を内容が伴うように推進して、我が国の産業安全保健水準をG20上位圏のレベルに引き上げる転換点とする」と話した。

一方、9月末現在の全被災者は6万6321人で、昨年同期比で0.4%増加した。事故性被災者は1.2%、労働損失日数は2.1%増加した。死亡万人率は1.10人で、昨年(1.17人)より多少低くなった。2010年11月25日 毎日労働ニュース チョ・ヒョンミ記者

(翻訳:中村 猛)



前線から

はつりじん肺損害賠償訴訟第5回期日

原告全員の意見陳述が終了

大阪

提訴から約1年がたち、ようやく大多数の被告から現場の認否がなされるにいたった。裁判所からも現場の認否について繰り返し被告に促してきたこともあるが、原告本人が意見陳述を通して訴え続けたことが成果を出したとも言える。

一方、一部被告は資料を提示しながら反論、および求釈明を提示している。15名の原告すべてが意見陳述を終了したあとだが、気を抜かずに頑張っていこう。

被告の共同準備書面

今さらになって被告が共同で準備書面を提出してきた。前書きで、「上記当事者間の御庁頭書事件について…」とやたらともったいぶった表現を使うのは、飛鳥建設の代理人、リソルテ総合法律事務所だ。前回、

原告が提出した陳述書に対し、「陳述書には反論できない」と発言していた代理人である。

この準備書面は、今まで各社が個別に出してきた求釈明事項をまとめたものであって、その内容もいちいち釈明する必要があるのか、と思われるようなものがほとんどである。しかも、中途半端に瀬川工業、日本土建、オオヨドコーポレーション、岡部、大気社、ダイダン、新菱冷熱の7社が除かれているので、この共同求釈明が被告全体としての求釈明なのかどうかも分からない。原告の代理人も、「被告らの訴訟態度は、原告らのこれまでの訴訟活動を無視するものといわなければならない。」

「いたずらに本件訴訟を遅延させるものであって、訴

訟上の信義に悖り、許されない。」と原告の気持ちを汲んだ意見書を提出して対抗した。

現場の認否

現場の認否については各被告とも調査を行い、期日直前になってほぼ出揃った。まだ何も提出されていないのは、大林組、西松建設、森組のみである。記録がなく、調査不能な現場もあるようだが、ほとんどの現場について、原告の記憶に誤りがないことがわかった。

被告としても、作業内容や下請構造などが詳細に記載された陳述書を提示されたうえ、裁判所からの現場の認否を行うよう指示を受けているために無視することができなくなったのであろう。

被告が施工を否定した現場もあるが、これらは被告の誤りやデータの読み違いではないかと思われる。現場名に一字でも誤りがあれば被告から否認されるのだから、弁論が続くにつれ解消できるだろう。30年間、あるいはそれ以上はつり作

業に従事してきた中で、入場した現場は数知れない。その中で彼らが覚えている現場なのだから、間違えようがないのである。

裁判所からは、各被告に対して個別に議論できるのであれば順次行うようにと提案がなされたこともあり、この先一層の進展が見込まれる。

意見陳述

最後の意見陳述となる今回の弁論では、新垣さん、伊良皆さん、福本さんの3名の登場である。最後なので、本当は一人10分ほどほしいところであったが、他の原告がうらやましがるといけないので、いつものように1分程度の短い陳述となった。同じじん肺患者

で、他のじん肺患者の精神的支柱でもあった人物が、突然病状が悪化し亡くなったばかりでもあり、陳述内容は、いつ倒れるかわからない不安を抱えながら日々を送っていることに重点が置かれた。

15人の原告全員が意見陳述を終え、支援集会では原

告団長であり、3月の第一回弁論で最初に意見陳述を行った岡山さんが「こちらからも一人も欠けることなく、裁判を頑張っていきたい」とあいさつをした。これから寒くなる一方なので、体調にはくれぐれも気を付けて過ごしてもらいたい。

はつり現場募集中！

裁判官から、「被告も原告も『はつり』についてはよく分かっているようですが、裁判所は、『はつり』がどのようなものなのかよくわかりません」という至極もったいな話が出た。はつり作業がどのようなものが、粉じん作業だと訴えた原告側から証明する必要がある。それには実際にやって見せるのが一番である。鉄筋コンクリート造の建物（家屋、事務所等）で解体作業ができる現場を探しているところである。提供できる現場があれば、ぜひともご紹介いただきたい。

環境保健市民センターが設立

韓国

10月26日、韓国で「環境保健市民センター」が設立され、特別ゲストとして泉南被害者の岡田陽子さん、松島加奈さんそして被害者支援活動をしている柚岡一禎

さんの3名が招待された。日本からは他に、朝日新聞の下地記者、石綿対策全国連の澤田さん、疾風プロダクションの原監督などを含め5名が同行した。訪韓し

た日の夕方はミーティングが有り、韓国と泉南のお互いの情報交換を行った。翌26日の午前中は、泉南の方々の記者会見、午後は環境保健市民センター設立総会と続いた。27日は廣川鉱山跡地訪問と、被害者の方たちとのミーティングを行った。翌28日は、新たに出来た「忠南の石綿鉱山被

害者」の事務所を訪問。

韓国での石綿被害者組織は、中皮腫を中心としたグループ、鉦山被害者グループ、釜山第一化学被害者グループがあり、日本の患者と家族の会の様に全国的な組織作りを進めているようだ。この間、廣川鉦山の石綿が泉南に運ばれたとされていたが、最終日に柚岡さんの「泉南に運ばれた石綿とは、種類が違うような気がする」との発言があり、運送ルート の 解 明 に 新 た な 問 題 が 提 起 さ れ た よ う だ。

廣川鉦山跡地で左から韓国の石綿被害者李貞林さん、岡田陽子さん、松島加奈さん



環境保健市民センター設立総会



カナダのアスベスト輸出を止める全世界一斉運動

日本では東京・ケベック州在日事務所にて

カナダ- アジア

カナダがアスベストの輸出に力を入れ始めた。ケベック州・ジェフリー鉦山における開発を再開し、現

在世界で流通しているクリソタイルの量を10%も引き上げる、年間20万トンの算出を目論んでいるのであ

る。

クリソタイルの輸入国であり、今後被害者の増加が見込まれるアジアの発展途上国からだけでなく、韓国、日本からもケベックに代表団を送り込み、開発と輸出を止めるためにキャンペーンを開始した。

日本でも12月7日、東京で抗議行動を行った。全国から中皮腫・アスベスト疾



上は日本、
下は韓国での
抗議行動

患・患者と家族の会、泉南国賠裁判原告、全健総連などのメンバーが参加して宣伝行動を行った後、在日本ケベック州事務所にて要請書を手交し40分ほど広報担当者とは話をすることができた。

韓国をはじめアジア各国でも一斉に抗議行動が行われた。

要請行動の様子はインターネットでも配信中。
<http://www.youtube.com/user/sawadyi>



アスベスト禍はなぜ広がったのか

日本の石綿産業の歴史と国の関与

中皮腫・じん肺・アスベストセンター 編

発行 日本評論社
<http://www.nippyo.co.jp/book/5043.html>
 判型： A 5判 ページ数：248 ページ
 定価： 税込み 2,520 円 (本体価格 2,400 円)

10-11月の新聞記事から

10/4 長崎県佐世保市の6階建てビルの屋上から同市内に住む海上自衛隊大村航空基地所属の男性自衛官が転落しているのを県警佐世保署員が見つけた。自衛官は搬送先の病院で死亡が確認された。自殺の可能性もあるとみて調べている。

10/13 チリのサンホセ鉱山落盤事故で地下に閉じ込められた作業員33人の救出作業が無事終了、開始からわずか約22時間半で全員が救出された。事故発生から69日ぶり。

10/15 南米エクアドル南部の金鉱山のトンネルが落盤し作業員4人が閉じ込められた。16日、2人の遺体を発見、残り2人の行方は依然不明。崩落は地下約150M地点で発生したとみられる。

10/16 中国河南省禹州市の炭鉱で発生したガス漏れ事故で、17日朝までで死者数は計26人。作業員11人が坑内に閉じ込められており、救出作業が続いている。事故当時、坑内で276人が作業中で239人は無事脱出した。

10/17 宮城県大崎市の電源開発免首地熱発電所で、地下から熱水が爆発的に噴き上げ、男性作業員2人のうち1人が行方不明、1人が重傷を負った。翌18日土砂に埋まった男性作業員の遺体を発見。発電所では地表に直径約1Mの穴があき、蒸気や泥などが噴出したため、11日から4人の作業員がパワーショベルを使って石で埋めていた。事故当時、死亡した作業員は穴から50Mほど離れた地点にいたが、突然噴き上げ、飛び散ってきた土砂に埋まったとみられる。

10/19 運送会社「岡山県貨物運送」の宇都宮営業所の男性社員が自殺したのは、上司のパワーハウスメントや長時間労働が原因として、宮城県内に住む男性の両親が同社と宇都宮営業所長に約1億1200万円の損害賠償を求める訴訟を仙台地裁に起こしたことが分かった。男性は大学卒業後の昨年4月、事務員として採用されたが、実際にはリサイクル家電の運搬などを担当。入社直後から労働時間は毎日15～16時間に上り、休日もほとんどなかった。所長が男性に「ばか。辞めちまえ」と怒鳴って顔を殴ったり、男性と無関係のミスで始末書の作成を強要し、何度も書き直させたりするなどのパワハラがあったとしている。男性は昨年10月7日に宇都宮市の自宅で首つり自殺した。

兵庫県赤穂市の化学工場で平成21年5月、ガス漏れが発生して作業員ら3人が負傷する事故があり、兵庫県警が消防法違反容疑で大手化学メーカー「カネカ」の子会社「大阪合成有機化学研究所」の役員ら社員3人を書類送検していたことが分かった。送検容疑は、昨年5月27日、同社赤穂清水工場で、危険物に指定されている水素化ナトリウム40キ口を無許可で貯蔵したほか、22.9キ口を責任者を立ち会わずに取り扱った。

10/22 労災の社会復帰促進等事業で、事業を独占的に厚労省から受注している財団法人労災サポートセンターに約8億4900万円の剰余金があることが分かり、会計検査院は剰余金を国庫に返納するよう意見を表示した。検査院は準備資産と収支差額の合計約8億4900万円は労働保険特別会計の保険料などの収入を財源として設置された施設を使用して得られたもので、そのままセンターが持ち続けていることは適切ではないと結論付けた。

北海道警は酒席で部下に人格を否定するような発言をしたり、土下座させるなど、パワハラと受け取られかねない不適切な言動があったとして、警察庁キャリアで捜査2課長の警視を同日付で警務部付とし事実上更迭した。

10/26 北九州西労働基準監督署は、昨年夏に自殺した福岡県遠賀町の調理師の少年について労災認定し、遺族補償年金などの支給を決定した。決定は7日付。男性は平成20年4月、福岡県内外で宿泊施設や飲食店を運営する「グラノ24K」に調理師として入社し、日本料理店に配属された。同8月ごろから約1年間、上司の料理長や先輩調理師に、木製のしゃもじで全身を殴られたり、ドライアイスを押し付けられるなどの暴力行為を受け、昨年8月に自宅で首つり自殺した。

上司とのトラブルや過酷な勤務でうつ病となったのに、労災の休業補償を支給しなかったのは不当として、自動車販売会社元社員の男性が、国に不支給処分の取り消しを求めた訴訟の判決で、長崎地裁は労災と認め、処分を取り消した。裁判長は「上司のしっ責は、客観的に見ても指導の限度を超えたもの」と時効経過分以外の男性の請求を認めた。男性は主に自動車部品の販売を担当。ノルマに達しないと上司にしっ責され、時間外労働も長時間に及んだ。

10/28 東京都葛飾区の葛飾赤十字産院で05年、勤務1年目の助産師森山愛子さんが自殺したのは上司の言葉によるパワハラが原因として、向島労働基準監督署が森山さんの労災を認定していたことが分かった。森山さんは05年4月から同産院で勤務。間もなく上司の看護師長から暴言を人前で浴びせられるようになった。森山さんは12月には精神科で不安抑うつ障害、不眠症などと診断された。夜勤明けに提出を求められたリポートを届けに行った際に「あんたができないことを上に報告してやる」などと言われ、その夜に自殺を図った。病院側は事実を全面的に認め、08年12月に示談が成立したが、両親は「反省が見られない」として今年3月に労災申請した。

陸上自衛隊反町分屯地（宮城県松島町）の自衛官が勤務中に死亡したのは過労が原因として、遺族が国に遺族補償年金などを求めた訴訟の控訴審判決で、仙台高裁は請求を棄却した1審判決を取り消し、請求通り約2935万円の支払いを国に命じた。判決によると、自衛官は夜勤で通信業務などを担当。死亡前の1カ月間の超過勤務時間は123.5時間で、死亡10日前に米同時多発テロが起きてからは休日がなく、01年9月21日の夜勤中、脳内出血またはくも膜下出血で死亡した。

10/29 群馬県桐生市の有料老人ホーム運営会社「メディスコーポレーション」の事務職員だった小林克弘さんが、うつ病を発症して自殺したのは過労が原因として、遺族4人が感謝料など計約1億1580万円を求めた訴訟で、前橋地裁は同社に約6590万円の支払いを命じた。判決によると、小林さんは財務経理部長としてジャスダック上場を目指していた04年7月ごろ、うつ病を発症し、同年8月、車の中で練炭自殺した。発症前の半年間のうち5カ月は時間外労働が月100時間を超え、月約229時間に及びこともあった。

10-11月の新聞記事から

11/3 石川県加賀市の「ローソン加賀桑原町店」に何者かが刃物を持って押し入り、店長ともみあいになった。左胸を刺され、病院に搬送されたが死亡した。犯人が青い2トントラックに乗り込む様子が防犯ビデオに映っており、県警が行方を追っている。

11/4 静岡県富士市の産業廃棄物処理施設「サンックス富士工場」にある破砕機の中で、男性従業員2人が廃プラスチックの下敷きになり死亡した。2人が機械の上層部につまっていた廃プラスチックを取り除こうとした際、下敷きになったとみて詳しい状況を調べている。

11/8 ビジネスホテルチェーン「東横イン」の防犯体制の不備によって、愛知県内の同社ホテルに勤務する女性従業員が宿泊客からわいせつな行為を受けたとして、この従業員を支援する「全国一般東京東部労組」は再発防止を求めて同社に団体交渉を申し入れたと発表した。同労組は「防犯体制や従業員の安全確保が不十分」として改善を求めた。

11/10 派遣先の上司に、しつこく交際を迫られて精神疾患にかかったのに、労働基準監督署が業務上の病気と認めず労災認定しなかったのは不当として、北海道の元派遣社員の女性が国を提訴した初の「セクハラ労災訴訟」で、国側が一転、業務による病気であることを認めた。判決を待たずに、国が自らの主張を覆すのはきわめて異例。原告側が裁判に提出した資料や、提訴後に国が収集した記録にもとづいて、国はこれまでの主張を改めたという。元派遣社員は2001年に派遣された道内の大手企業で、上司から携帯メールや言葉で何度も誘われ、断ると中傷や無視にあって体調が悪化、06年、退職に追い込まれた。

11/19 福岡県警の警察官が2007年1月に飛び降り自殺したことについて、地方公務員災害補償基金県支部が、公務災害と認定していた。遺族は過労に加え、職場でのパワハラが原因だと訴えているが、同支部は認定理由を明かしていない。県警は「パワハラはなかった」としている。同支部によると、警察官の自殺で公務災害が認められたのは1989年以降福岡県警では初めて。死亡したのは、県警捜査4課から博多署中洲特捜隊に派遣されていた男性巡査(28)。巡査は07年1月18日同署6階の資料室の窓から転落、死亡した。巡査は歓楽街の違法営業の取り締まりを担当。夜間のパトロールに加え、容疑者の取り調べが忙しく、連日、同署や近くのカプセルホテルに泊まっていたという。亡くなる直前の10日間のうち4日間は家に帰らず、残り6日間は未明まで働いていた。当時の上司は父親に対し、巡査にだけ毎日反省文を書かせていたことを認めたという。同僚は「反省文を出させて怒鳴りつけたり、容疑者の目の前でしゃべっていた。署員の間でも『いじめでは』という声が上がっていた」と話す。県警警務課によると、博多署が約20人に聞き取り調査をした結果、パワハラの事実は確認されなかった。県警が基金に出した意見書には、巡査が毎日ではないものの反省文を書かされていたこと、人間関係であつれきを感じていたと推察されることを盛り込んだという。長時間勤務については記録が残ってい

ない部分もあり、確認が難しいという。

労働災害で顔に傷跡が残った場合、男女で差がある補償額が、早ければ今年度中にも統一される見込みとなった。見直しは、男女差のある国の基準は法の下での平等を定めた憲法に違反するとした5月の京都地裁判決を受けたもの。女性より低い男性の障害等級を引き上げる。労災保険法施行規則は、顔などに重い傷が残った場合、女性は7級、男性は12級になっている。軽い傷は女性が12級、男性が14級となる。報告書案では、男女ともに重傷なら7級、軽傷なら12級に統一。医学技術の進歩などを考慮し、中程度の傷の場合は9級として、3段階とすることも盛り込んだ。検討会で了承されれば、労働政策審議会を経て省令を改正。早ければ今年度中の施行を目指す。

11/21 岐阜県山形市の不織布・紙関連事業会社「ハビックス」伊自良工場の男性従業員が紙のロールを積み上げるために使う作業用機械と天井の間に社員が挟まれ、死亡した。作業員は作業用機械を修理していた。機械が何らかの理由で突然動き出したとみて当時の状況を調べている。

中国四川省内江市の炭鉱で起きた浸水事故で、救助隊が閉じ込められていた作業員ら29人全員を救出した。事故当時坑内では35人が作業中で、うち13人が脱出。残された22人のほか、救出のために坑内に入った救助隊員7人も出られなくなったという。

11/25 三重県津市の風力発電施設「ウインドパーク笠取」で、風車の柱の中で点検作業をしていた男性作業員2人の近くで火が燃え上がり、顔や腕にやけどを負った。いずれも軽傷という。2人はエレベーターで地上約65Mまで上がり、羽の付け根を固定するハブの中で作業。羽を固定するボルトに可燃性の液状スプレーを吹きかけ、ボルトを締め直そうと電動工具に電源を入れた直後に火が燃え上がったという。津署は、可燃性ガスが充満、引火した可能性があるとして調べている。

11/26 東京都千代田区の皇居前広場で、皇居で行われる「信任状奉呈式」に向かっていたアフリカ南部レソトの駐日大使の馬車列を護衛していた警視庁騎馬隊の馬が突然暴れ出し、乗っていた巡査部長が落馬した。巡査部長は馬が見物客に突っ込むのを防ぐため落馬後も手綱を離さず、約30Mにわたって引きずられ、頸椎骨折の重傷を負った。

11/28 三重県亀山市の県道交差点で、マイクロバスと大型トレーラーが出合い頭に衝突、マイクロバスに乗っていたフィリピン人6人(男女各3人)が死亡し、同乗のフィリピン人ら10人が重傷、12人が軽傷を負った。フィリピン人はいずれも同県松阪市の人材派遣会社の社員。バスには日本人運転手とフィリピン人社員26人が乗り、亀山市内にある液晶テレビ部品の製造工場に出勤する途中だった。

11/29 東京都文京区の遊園地「東京ドームシティアトラクションズ」で女性従業員が遊具に指を挟み、右手の指3本を切断するだけをした。従業員は開園前に「タワーハッカー」という垂直落下型のアトラクションを点検中、モーター部分に指を挟んだらしい。

2010年末カンパへの ご協力をお願い

各位におかれましては、様々な活動にご奮闘のことと存じます。深く敬意を表しますとともに、日ごろの私ども関西労働者安全センターへのご支援、ご協力に厚く御礼申し上げます。

歴史的政権交代ののち今日まで、労働者・市民がよい変化を実感できたといえるのかと言えば道は遠いと言わざるを得ません。当センターの活動もめざましい成果を上げているとはなかなか言えませんが、日々の積み重ねを振り返れば、いささかの前進があったのではないかとは思います。

一昨年(2008)の12月に提訴しましたハツリじん肺訴訟は2年目を迎え、スーパーゼネコンを含む各社との闘いは実質的な立証段階に入ろうとしています。目の前のじん肺被害に対して「労災認定されて、その上に何の文句があるのか」と言わんばかりの企業の傲慢を必ず粉砕するべく原告、弁護団と支援していただいている皆さん一体となって闘っていく所存です。

アスベスト被害に対する取り組みは、持続的な相談活動の積み重ね、政府に対する抜本的な制度改正要求運動に加え、法廷での闘いについても、大詰めを迎えているJR車輛の吹き付け石綿除去作業での被害で明星工業を訴えた事件、石綿最古最大手ニチアスを相手取って全造船ニチアス・関連企業退職者分会が起こした損害賠償訴訟、ニチアスの団交拒否を正当だと認定した中労委を相手取った行政訴訟など重要な取り組みが続いています。

また、労働現場における極めて今日的課題としてのメンタルヘルス、パワーハラスメント被害に対する取り組みについて、相次ぐ労災相談から、労組・各地安全センターとの共同作業、職場安全衛生活動の支援へと幅広く進めているところです。

そのほか労働者の命と健康をめぐる諸課題山積、諸専門家、関係労組、活動家の方々のご協力を得ながら、皆様と共になお一層の前進を図っていく所存です。

いつもながらのお願いでまことに心苦しい限りですが、安全センター運動は皆様の物心両面のご支援によって支えられております。

年末カンパへの絶大なるご協力を願い申し上げます。

2010年12月

関西労働者安全センター運営協議会

議長 浦 功

事務局長 西野方庸

郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫 梅田支店 普通 1340284